

第4章

緑の施策

ここでは、「緑の基本計画」を構成するそれぞれの施策について、具体的な方針や目標を設定する。計画の実現に向けた緑の保全、整備、管理・育成の施策の体系を次のように定める。

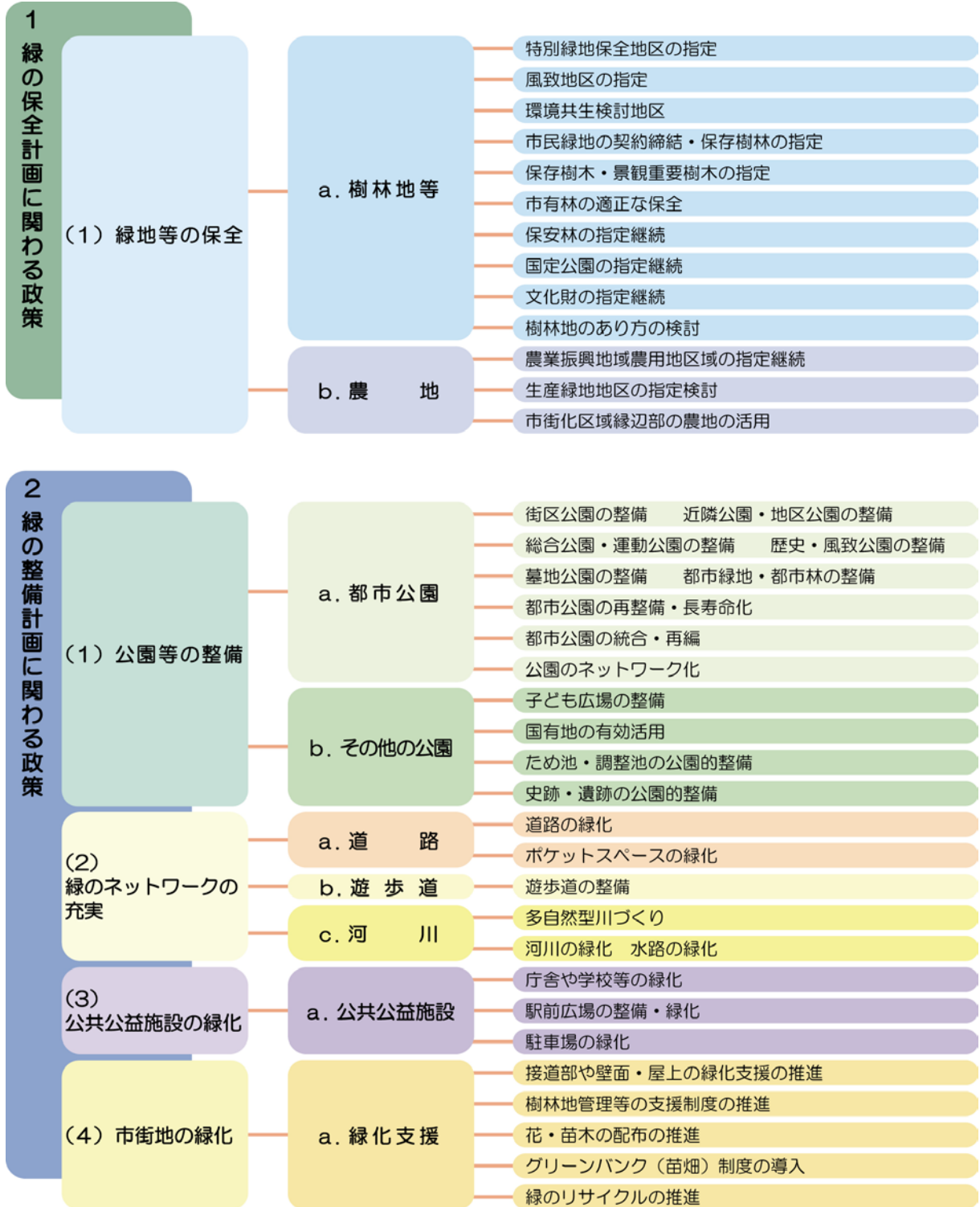
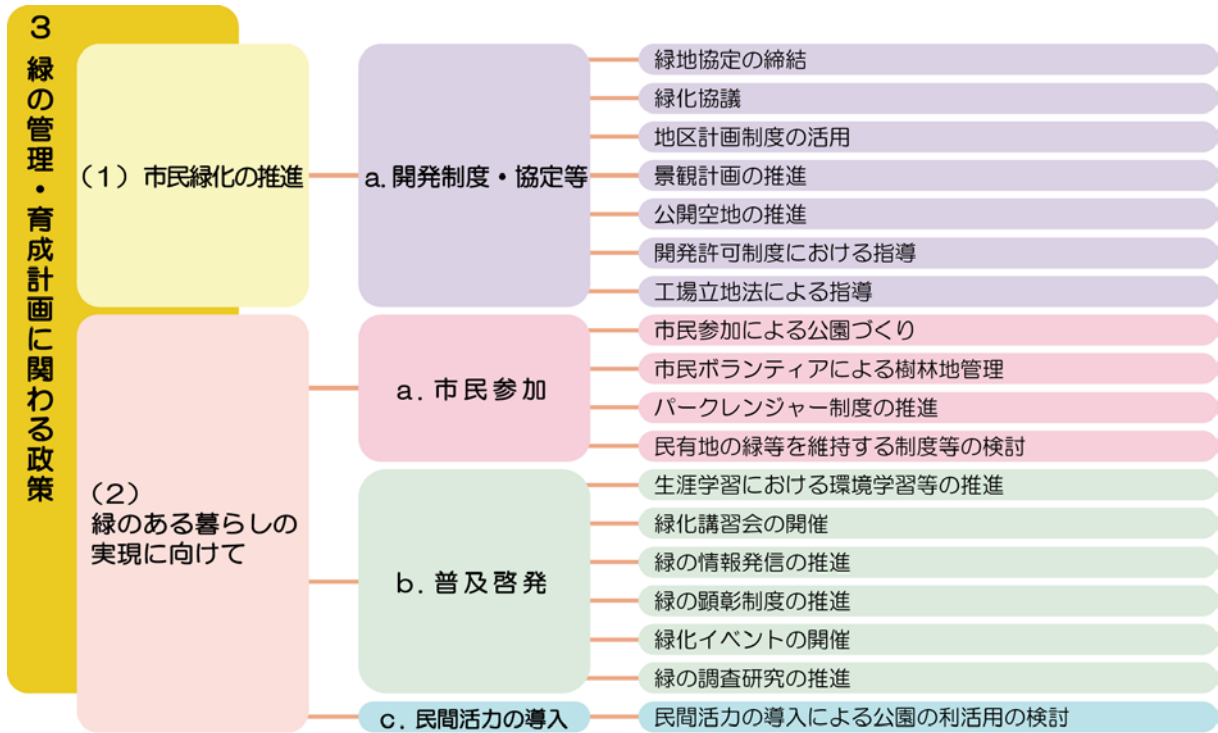


図 施策の体系



1. 緑の保全計画に関わる施策

(1) 緑地等の保全

a. 樹林地等

特別緑地保全地区の指定

【内容】

- 都市緑地法に基づき、環境保全や景観形成、または防災上特に重要性の高い良好な樹林地を特別緑地保全地区に指定し、保全する。
- このうち 10ha を超える規模の緑地に対しては、県による特別緑地保全地区の指定を要請する。
- この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採は規制される。行為制限を受けることにより、土地利用に支障が生じる場合は、その土地を買い入れるよう申し出ることができる。
- 里地・里山などの比較的大規模な緑地において、緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する緑地保全地域制度が創設された。今後の状況に応じて、活用を検討する。

【実績】 A. 八木山特別緑地保全地区（42ha）

【地区指定及び確保目標】

B. 手力雄神社特別緑地保全地区	• 社寺境内地の良好な樹林地を保全する。	1.9ha
C. 八幡神社特別緑地保全地区	• 社寺境内地の良好な樹林地を保全する。	0.6ha
D. 八坂神社・加佐美神社特別緑地保全地区	• 社寺境内地の良好な樹林地を保全する。	5.5ha
E. 川崎山特別緑地保全地区	• 都市景観上のランドマークとしての自然景観を保全する。	3.3ha

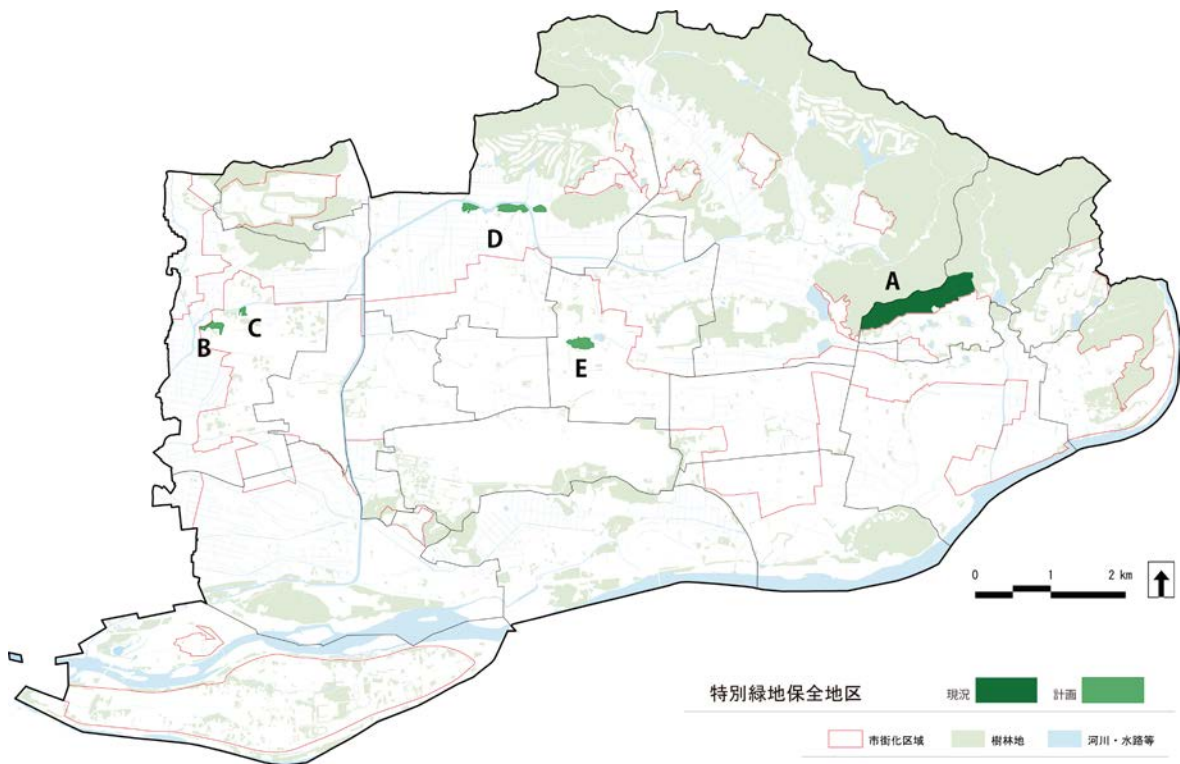


図 特別緑地保全地区指定方針図

【参考】特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、緑地を現状凍結的に保全する制度である。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。（都市緑地法第12条）

①指定要件

- ・無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ・風致または景観が優れているもの、動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要があるものに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの

②指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。10ha以上の土地の場合は都道府県が決定し、10ha未満の土地の場合は市町村が決定する。

③行為の制限

特別緑地保全地区に指定されると、建築物等の新築、改築または増築、宅地の造成等の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て等を行う場合に都道府県知事の許可が必要になる。

④土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができる。

⑤指定のメリット

特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・相続税が、山林及び原野については8割評価減となる。
- ・固定資産税が、最大1/2まで減免される。
- ・土地の買入れを申し出ることができる。
- ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。
- ・市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

【参考】緑地保全地域制度

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。（都市緑地法第5条）

①指定要件

- ・無秩序な市街化の防止、または公害もしくは災害の防止のため、適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため、適正に保全する必要があるもの

②指定主体

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として都道府県が計画決定を行う。緑地保全地域の都市計画が定められた場合、都道府県は当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（「緑地保全計画」）を定める。

③行為の規制

緑地保全地域に指定されると、建築物等の新築、改築または増築、宅地の造成等の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て等を行う場合に、都道府県知事への届出が必要になる。また、原則、届出後30日は行為の着手は不可となる。都道府県知事は、緑地の保全のために必要があると認めるときは、緑地保全計画で定める基準に従い、行為の禁止もしくは制限、または必要な措置を講ずることを命令することができる。

④指定のメリット

緑地保全地域の指定には、土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。
- ・市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

風致地区の指定

【内容】

- ・良好な自然景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について風致地区を指定し、緑地の保全、または緑豊かな市街地を誘導する。
- ・風致地区では、建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図る。

【実績】

- ・伊木山風致地区 24ha

【地区指定及び確保目標】

A. 三峰山風致地区	・市街地の背景としての自然景観を保全する。	62.7ha
B. 権現山風致地区	・市街地の背景としての自然景観を保全する。	76.3ha
C. 北山金比羅山風致地区	・岐阜市、関市、坂祝町に連なる、本市の都市基盤となる骨格的な緑地として保全するとともに、東海自然歩道沿い等の良好な自然環境の保全、市街地の背景としての自然景観の保全に重点を置く。 ・市街地と接する山林やゴルフ場などでは、良好な地域環境の形成が有効に機能するよう、その保全に努める。	1362.5ha
D. 外山風致地区	・独立峰の特色ある自然景観として保全する。	43.0ha
E. 芋ヶ瀬池風致地区	・芋ヶ瀬池周辺の良好な風致を保全する。	9.8ha
F. うぬまの森風致地区	・木曽川の風致と一体となった自然景観を歴史的風土とともに保全する。 ・中山道うとう峠を中心とした歴史資源を保全する。	113.7ha
G. 伊木山風致地区	・木曽川と一体となった独立峰の特色ある景観として、保全する。	24.0ha(現況) →66.2ha(拡大)
H. 木曽川風致地区	・本市の都市基盤となる骨格的な緑地として保全する。	869.5ha

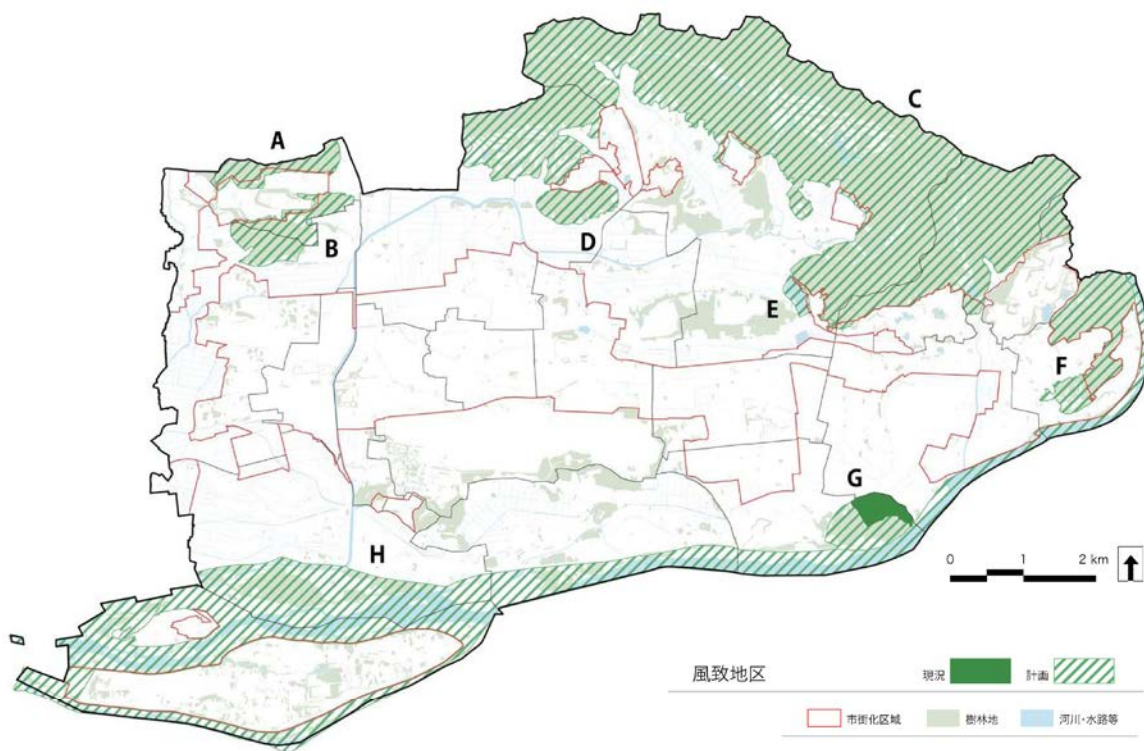


図 風致地区指定方針図



尾崎団地と三峰山



金比羅山



芋ヶ瀬池と天野山

【参考】風致地区制度

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。

①指定主体

風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制を定めた条例を、地方公共団体が制定することとしている。

②行為規制の内容

行為規制の内容は以下のとおりで、許可が必要である。

- ・建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退）
- ・建築物等の色彩の変更
- ・宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率）
- ・水面の埋立てまたは干拓
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

環境共生検討地区

【内容】

- ・土砂採取や開発によって緑の失われた地区は、緑の回復または良好な土地利用の誘導に努める環境共生検討地区として位置づける。
- ・土砂採取地では、残された緑地の保全、開発計画における緑豊かなまちの誘導を推進する。
- ・工業団地の開発等、開発計画が具体化している地区では、緑化地域の指定など、緑豊かな地区の形成に向けた方策を検討する。また、既に開発された住宅団地や工業団地等では、緑豊かな地区の形成に向けた緑化施策や保全施策を検討する。
- ・適切な土地利用の誘導が必要な地区では、自然環境や景観の回復を図る。

【実績】

- ・テクノプラザ2期開発事業地における回復緑地の整備
(テクノプラザ2期開発事業)
- ・権現山植樹祭 62種 13221本植栽
(法面森林再生事業・森林性動物生息環境保全事業)
- ・船山地区(VRテクノプラザ) 景観地区を指定し緑化を推進
- ・権現山東部地区 景観計画を定め緑化を推進

【地区指定及び確保目標】

①開発計画・事業との調整により緑の保全を検討する地区

各務山地区	・都市計画マスタープランにおいて「有効な土地利用を積極的に検討する」とされた区域であり、今後、関連計画との調整を行いながら開発と調和した緑化を推進する。
おがせ丘陵地区	・今後の土地利用計画と調整を図りながら、保全施策を検討する。

②土砂採取事業地における緑の回復を検討する地区

三峰山西部地区	・良好な自然景観が存在していた地区であり、自然環境の回復に向けて検討する。
伊木山南部地区	・土砂採取が許可された地区では、権利者との調整を図りながら良好な土地利用や緑の回復の検討を行う。
	・適切な土地利用の誘導が必要な地区では、権利者との協議や指導を進め、環境の改善を図る。

③緑化された住宅団地

緑苑地区	・緑豊かな住宅地の環境を保全・育成するため、緑化施策や保全施策を検討する。
-------------	---------------------------------------



図 環境共生検討地区指定方針図



各務山



権現山東部の土採り跡地



三峰山西部の土採り跡地



伊木山南部地区

市民緑地の契約締結・保存樹林の指定

【内容】

- 市街化区域やその周辺の屋敷林や段丘崖の斜面林については、地域や地権者からの要望を受けて、市民緑地契約の締結や条例による保存樹林などの適用を検討する。地域等の活動により良好な樹林地の保全を図りつつ、自然とのふれあいの場を確保する。

【実績】

- 市民緑地締結基準施行 ・羽場竹林 0.43ha ・羽場市民緑地 0.54ha

【地区指定及び確保目標】

市民緑地等調整地区	保全方針	面積
a	・手力雄神社、八幡神社の社寺林に連続する樹林地を保全するとともに、自然とのふれあいの場として適切な活用を図る。	1.0ha
b、c、d、g、h、i、j、r	・都市環境と自然環境の融和や、樹林地を活かした個性ある地域環境の形成に努めるとともに、自然とのふれあいの場として適切な活用を図る。	6.8ha
e、l、m	・古いまちなみの趣きのある風致の維持を図るとともに、都市環境と自然環境の融和や樹林地を活かした個性ある地域環境の形成に努める。 ・自然とのふれあいの場として適切な活用を図る。	4.1ha
f、n、o	・段丘崖の帯状の緑は、特色ある地域景観の保全、ピオトープ・ネットワークの維持に努めるとともに、自然とのふれあいの場として適切な活用を図る。	10.5ha
k	・新境川沿いの連続する樹林地を保全する。	2.5ha
p、q	・特色ある地域景観を構成する独立峰の保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として適切な活用を図る。また、将来的に緑地保全地区への移行も検討する。	45.8ha
s、t、u、v	・川島地区における平地林について保全し、特色ある地域景観を守る。	8.1ha

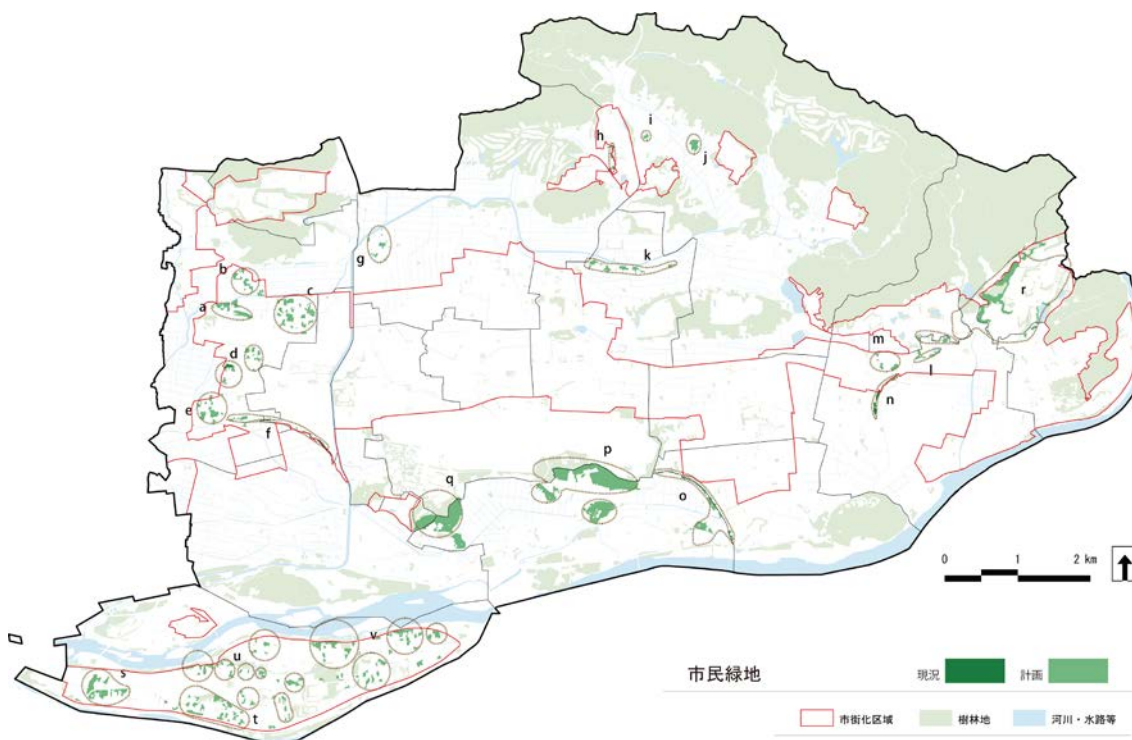


図 市民緑地指定方針図

【参考】市民緑地制度

市民緑地は、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。（都市緑地法第55条）

①対象となる土地・契約期間など

- ・都市計画区域内の300㎡以上の土地または人工地盤、建築物その他の工作物が対象となる。
- ・特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となる。
- ・契約期間は5年以上である。

②契約の内容

契約内容には、市民緑地契約の対象となる土地等の区域のほか、必要に応じて、市民緑地の保全や利用のための施設整備に関する事項や管理の方法に関する事項、管理期間等を定める。

③所有者のメリット

市民緑地制度を活用すれば、土地の所有者にとっては、管理の手間と費用が省けるとともに、税金の面でも固定資産税や相続税の減免など有利な取り扱いがある。また、近隣住民にとっては、身近なところで気軽に散策を楽しんだり、季節の草花に親しめるなど、生活環境の向上にも大きく貢献する。



不動山



川島地区の竹林

保存樹木・景観重要樹木の指定

【内容】

- ・歴史のある銘木や巨木について、保存樹木や景観重要樹木の指定により、適切な保存を図る。
- ・特に貴重な樹木や枯損の危険性のある樹木は、定期的な診断及び治療を図る。
- ・落枝等の危険のある樹木は、その対処を図るとともに、緊急剪定の基準づくりや保険制度の導入を検討する。

【実績】

- ・保存樹木 57 本、保存樹林 6 箇所指定

【参考】保存樹および保存樹林制度

保存樹および保存樹林制度の内容は、各務原市の緑の条例施行規則に基づく。

(保存樹木等の指定基準)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定により保存樹木等の指定をするときの指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 保存樹木は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれているもの。ただし、市長が特に保全の必要があると認められたものについては、この限りでない。
 - イ 1.5メートルの高さにおける樹木の幹の周囲が 1.2メートル以上であるもの、又は株立ちした樹木で、高さが 3メートル以上であるもの
- (2) 保存樹林については、樹木の集団の存する土地の面積が 300 平方メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。

(保存樹木等の標識)

第 3 条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、当該指定を表示する標識を、公衆の見えやすい場所に設置するものとする。

2 前項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 保存樹木又は保存樹林の文字
- (2) 樹種
- (3) 指定番号
- (4) 所有者等の氏名
- (5) その他必要な事項

(審議会への諮問及び報告)

第 4 条 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、必要に応じて審議会に諮問するものとする。

2 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、審議会に報告するものとする。

(保存樹木等の指定期間)

第 5 条 保存樹木等の指定期間は、5 年とする。ただし、指定期間満了の 1 月前までに所有者等から更新拒絶の通知がない場合は、指定期間満了の日から更に 5 年、その指定を継続する。以後も、同様とする。

(保存樹木等の指定解除)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木等の滅失、枯死等によりその保存を図ることができなくなったとき。
 - (2) その他特別の理由があるとき。
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除したときは、その所有者等にその旨を通知しなければならない。

市有林の適正な保全

【内容】

- ・市有林は、都市緑地などの法制度の適用等を含めて、保全を図る緑地としての位置づけを検討する。
- ・身近な自然として活用が望まれる市有林は、自然を活かした公園的な空間として整備を検討する。
- ・今後の開発事業では、保全緑地の確保に努める。
- ・ゴミの不法投棄について、対策を検討する。

【実績】

- ・枯れ松、倒木等の伐採

【保全目標】

- ・市有林の保全を推進する。

保安林の指定継続

【内容】

- ・保安林の現行区域は指定を継続する。

【実績】

- ・宝積寺の一部（1.38ha）

【確保目標】

現行指定地	・現行の指定地は、指定の継続を図り、保全を図る。	430ha
-------	--------------------------	-------

国定公園の指定継続

【内容】

- ・現行の国定公園区域の指定を継続し、木曾川や伊木山などの景勝地を保全する。

【確保目標】

- ・現行の国定公園区域の指定を継続し、木曾川や伊木山などの景勝地を保全する。

地 域		緑地の確保面積	地域面積
第2種特別地域	木曾川	177.0ha	177.0ha
第3種特別地域	伊木山、及び宝積寺～陰平山		
普通地域	鵜沼宝積寺町～鵜沼山崎町の一部	17.1ha※	57.0ha

※ 普通地域における緑地の確保面積は、地域面積の30%として計上している。

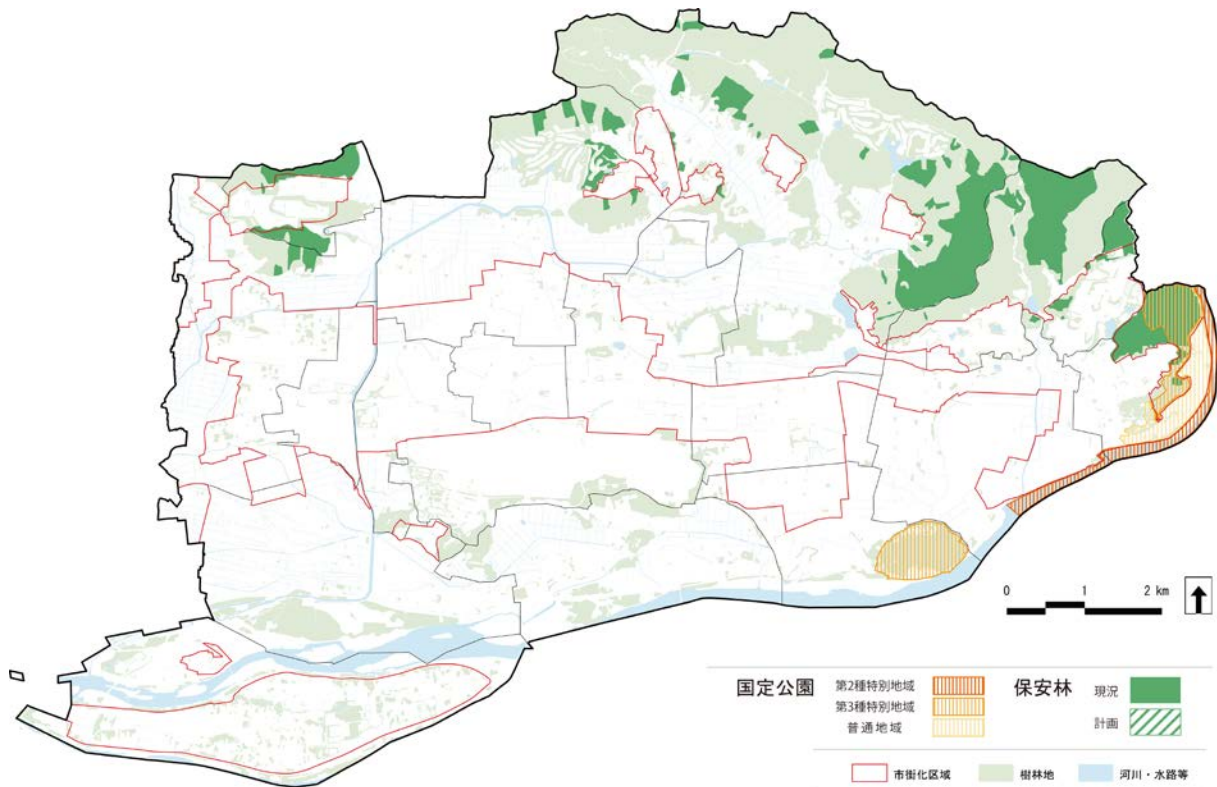


図 国定公園及び保安林指定方針図

【参考】国定公園（自然公園）

自然公園は、営造物公園とは異なり、民有地を含む広大な自然の風景地を地域指定して、公園的な利用を図ることを目的としている。自然公園内では、公園内の優れた風景を維持するために、公園の保護計画に基づき規制の強度が異なる区域指定がなされる。

特別地域では、例えば、樹木の伐採、工作物の建築などをするときは、環境庁長官の許可を得なければならない。その規制の程度は、強い方から1種、2種、3種に分かれている。

さらに国立公園と国定公園では、より厳しい規制がかけられる特別保護地区があり、落葉落枝の採取や植樹にも許可が必要である。（本市には該当地区はなし）

国立公園、国定公園の区域の内、特別地域等に含まれない区域は普通地域といい、土地の形状の変更や建築行為等の一定の行為が届出制により制限され、緑地の保全が図られる。



伊木山と木曾川

文化財の指定継続

【内容】

- ・ 史跡、名勝、天然記念物などの文化財の指定継続を図り、歴史的遺産を保持し次世代へ継承する。
- ・ 文化財と一体となった緑、文化財を取り巻く緑の保全を図る。

【地区指定及び指定目標】

- ・ 現行指定の継続を図り、保全を図る。

〔国指定〕 木曾川、山田寺塔心礎納置銅壺一合附塔心礎、各務の舞台（村国座）

〔県指定〕 炉畑遺跡、坊の塚古墳、衣裳塚古墳、柄山古墳、山田寺跡及び礎石、土岐頼益・斎藤利永の墓、東陽英朝禪師塔所

〔市指定〕 狐塚の石棺、手力雄神社境内古墳、船山古墳、御林古墳、金縄塚古墳、大牧一号古墳、伝・蘇我倉山田石川麻呂の墓、承久の乱合戦供養塔、宝蔵庵塔心礎、旧中山道うとう峠一里塚、旗本坪内家墓所、天狗谷遺跡、会本古代窯跡、平蔵寺塔心礎、稻荷堂、手力雄神社本殿 龍の雌雄、石燈籠、民家「旧桜井家」、西入坊境内大銀杏、宝積寺のヤマモモ、村国神社社叢、村国神社御旅所ムクノキ、信長公弓掛桜・的場桜、正法寺境内カヤの木、おがせ町のクロガネモチ、川まつりのやま 貳艘、松原町神明神社のイチョウ、北山町神明神社のクスノキ

【参考】文化財

文化財保護法上、貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園等の名勝地及び動植物・地質鉱物を総称して記念物という。国は、記念物のうち重要なものをそれぞれ史跡、名勝又は天然記念物に指定し、そのうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定し、その保護を図っている。

史跡等に指定された地域等については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要する。

樹林地のあり方の検討

【内容】

- ・ 低炭素社会へ貢献する緑、都市近郊の緑、里山の緑、生物多様性に有効な緑、災害時やバイオマスのエネルギーとなる緑など、今後、緑の調査を行い、進むべき方向性を検討する。
- ・ 北部の樹林地や独立峰など緑を都市機能の一部であると認識し、位置付けていく。
- ・ 各務原市の森については、環境施策及び森林施策と合わせて保全や維持管理の方法等検討していく。
- ・ 緑地保全地区や風致地区、市民緑地、民有地内の緑地など樹林地の育成管理について、定期的な管理や管理技術の指導を図り、適切な緑地保全を進める。
- ・ 市民やボランティアの樹林地管理への支援を図る。
- ・ 山林等へのゴミの不法投棄について、対策を検討する。
- ・ 今後指定の可能性のある特別緑地保全地区、緑地保全地域において、管理できない土地所有者に代わり市などが緑地の管理を行うために、所有者との管理協定の締結を検討する。

【参考】管理協定制度

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度である。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。（都市緑地法第24条）

①締結の内容

地方公共団体または緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域または近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができる。

締結する管理協定の内容は、管理協定の目的となる土地の区域、緑地の管理に関する事項、管理協定の有効期間のほか、必要に応じて施設の整備に関する事項を定める。

この協定の締結、公告が行われた後は、その後に管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持つ。

②締結のメリット

管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・地方公共団体または緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ・特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。
- ・緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

b. 農地

農業振興地域農用地区域の指定継続

【内容】

- ・ 農業経営の発展と農地の自然環境に寄与する多面的な機能の保全のため、農用地区域の指定を継続し、農地の保全を図る。

【地区指定及び確保目標】

- ・ 現行の指定地は、その継続と保全を図る。

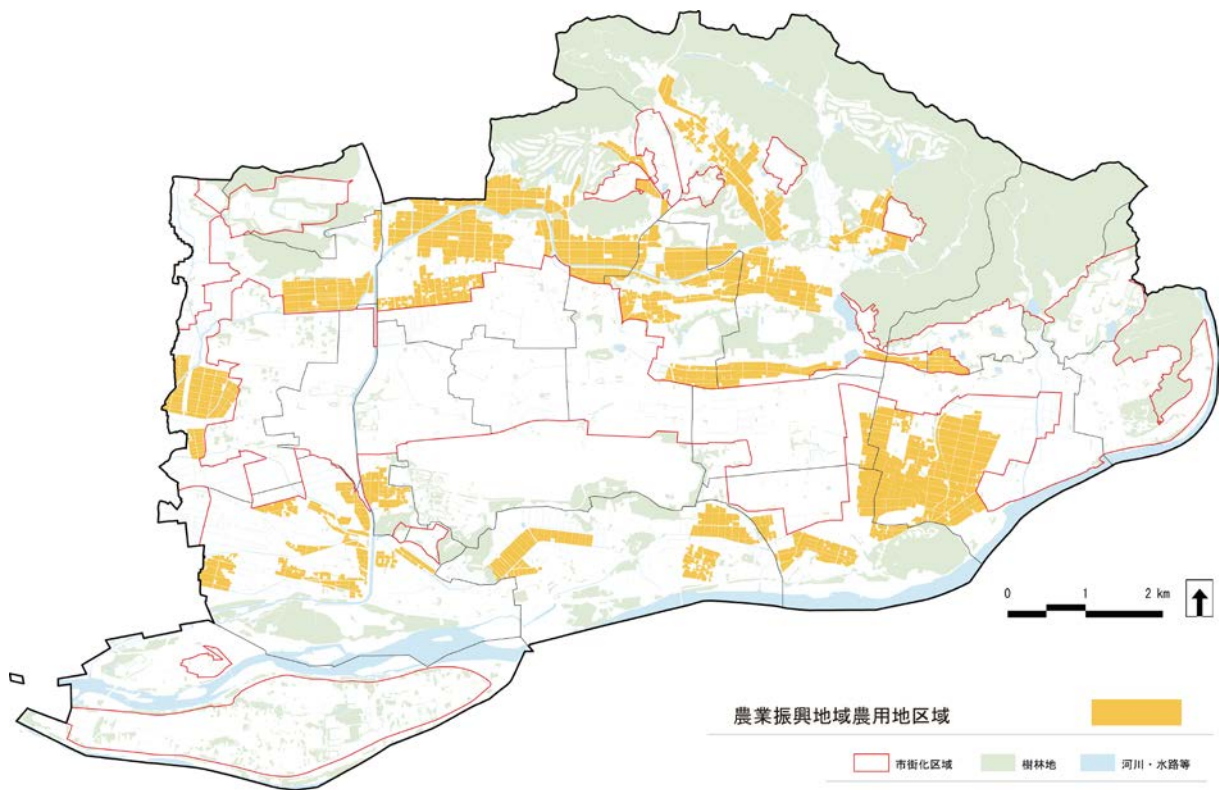


図 農業振興地域農用地区域指定方針図

生産緑地地区の指定検討

【内容】

- ・ 市街地内の農地は、都市環境の改善や都市防災に資する緑地として、都市公園の整備用地など、地域の土地利用の高度化と連携した農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定を検討する。
- ・ 市民の農業に対する理解や農業とのふれあい、遊休農地の活用を目的として、市民農園の整備を進め、農地の保全を図る。

【実績】

- ・ 市民農園の整備 0.45ha

【参考】農業振興地域農用地区域

農業振興地域では、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業地域の保全や形成、農業振興施策の計画的な推進が図られる。農振法に基づく農業振興地域整備計画によって定められる農用地区域では、農地転用は厳しく制限され、開発行為の規制や土地利用の規制がかかる。

【参考】生産緑地地区制度

生産緑地地区は、農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、「生産緑地法」に基づき都市計画に定める農地等の区域である。

開発行為について一定の制限があり、また、指定後30年経過または主たる従事者死亡の場合、買い取りの制度がある。

指定要件としては、公害や災害の防止、都市環境の保全等に相当の効果があり、かつ公共施設等の予定地として適していること、用排水その他の状況から農業の継続が可能であることなどがあげられる。

生産緑地地区では、建築物等の新築・改築・増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更などの規制がかかる。



須衛の田園風景



鵜沼のにんじん畑

市街化区域縁辺部の農地活用の検討

【内容】

- 市街化区域縁辺部(駅から遠いところ)において、ゆったりした『農を楽しめる暮らし』が体験できるように農地活用を検討し、地域の魅力を高める。
- 畑付住宅や福祉農園、体験農園など、子どもから高齢者まで農業体験ができるようなまちづくり場づくりを進める。
- 農地や水田がもたらす、潤いとやすらぎ感の創出、ヒートアイランド現象の緩和、洪水の防止、食育など、農地が有する多面的機能を受け取り、体感できる場づくりを進める。
- 縁辺部の農家の協力を仰ぎ、家庭菜園のミニ講習会や体験農業イベントなどを開催し、大人から子供まで『農』とのふれあいが体験できる機会づくりを進める。
- 高齢者施設への園芸療法の導入や空き農地を活用したデイサービス等を検討する。

2. 緑の整備計画に関わる施策

(1) 公園等の整備

a. 都市公園

都市公園の整備等

【内容】

- 公園の新規整備、再整備、統合再編、公園施設のリニューアル等を行う際には、地域住民の意見を聴きながら行う。
- 人口集積が見られ、身近な公園が不足する区域については、街区公園の整備に努める。
- 整備年度が古い公園や再整備の必要性が高い公園から順次、リニューアルを行う。
- 狭小公園が点在する場合は、統合再編を検討する。
- 公園施設については公園施設長寿命化計画に基づき、順次、補修や再整備、場合によっては撤去を行う。

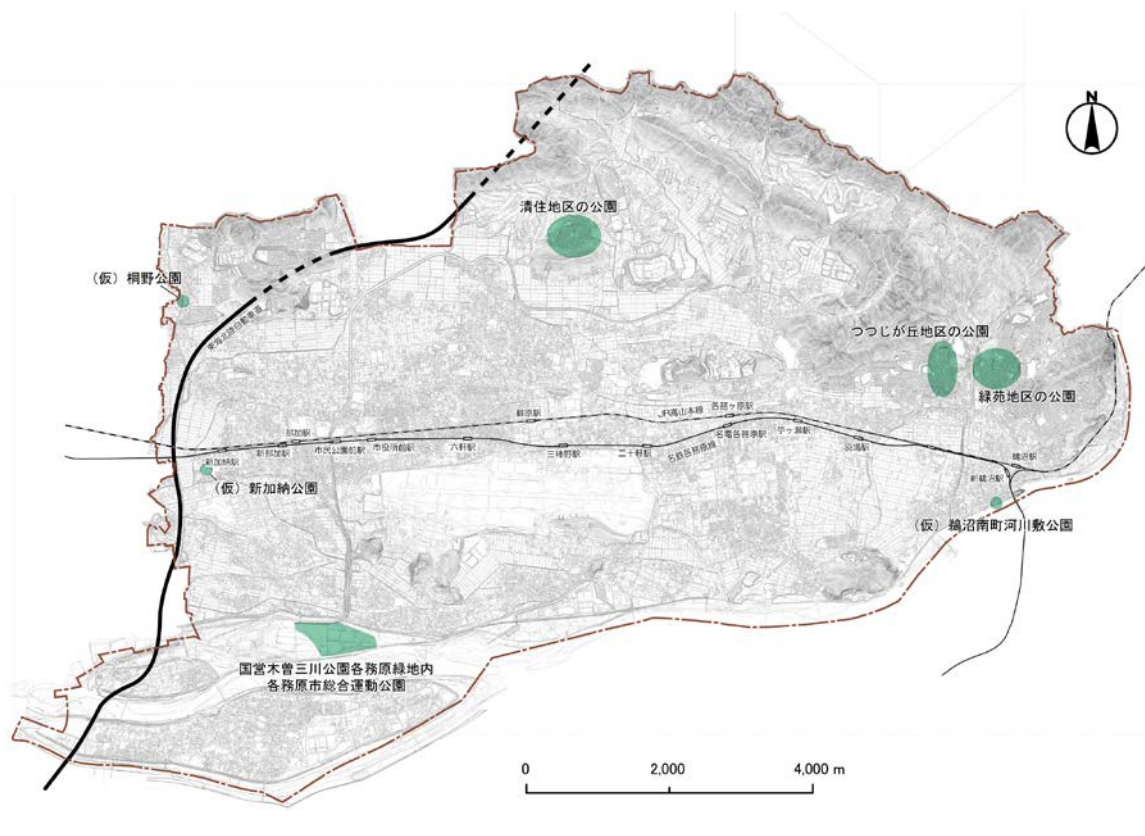


図 主な公園・緑地の整備方針（短期）

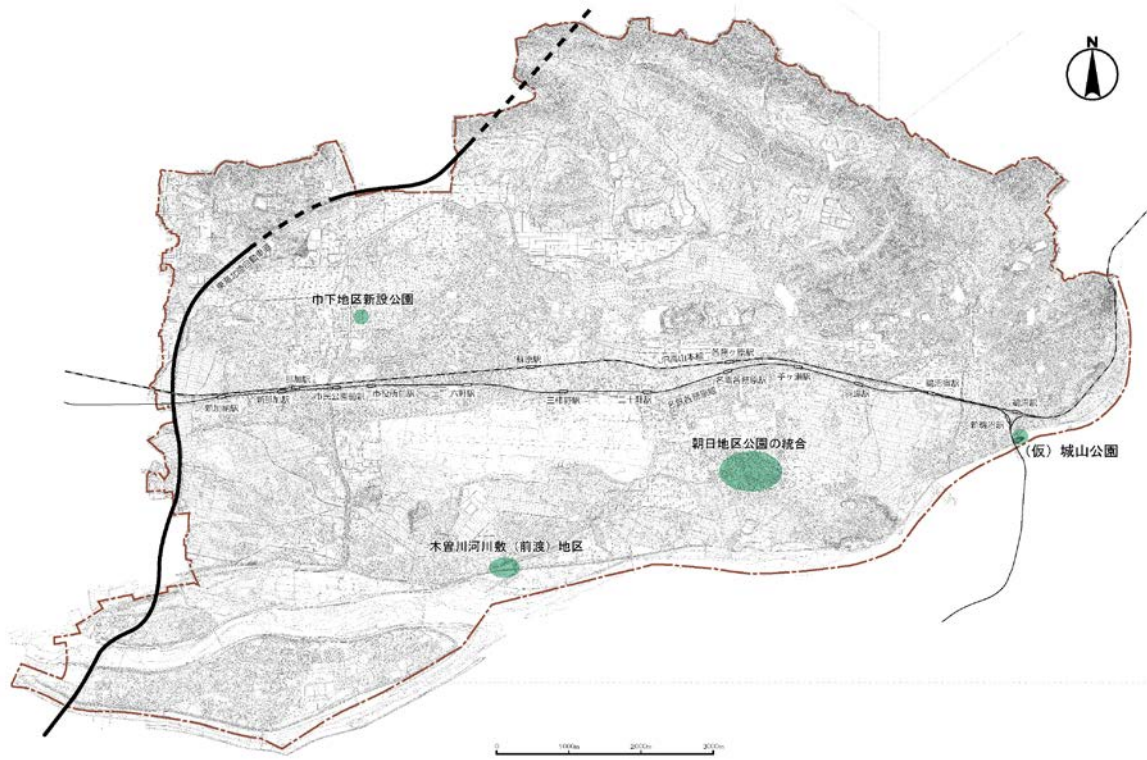


図 主な公園・緑地の整備方針（中長期）



雄飛ヶ丘公園



浜見公園

街区公園の整備

【内容】

- ・街区公園などの身近な公園の整備に努める。
- ・公園が不足する地域を、整備検討地区として位置づけ、未整備区域の解消に努める。

【実績】

- ・三井東小緑地 ・かさだ西公園 ・浜見公園 ・各務原町南公園 ・山崎南公園 ・松倉第1公園
- ・桜木公園 ・緑町西公園

【整備目標】

●計画公園

- ・次の地域について街区公園の整備を推進する。

【新 設】 ・（仮称）桐野公園 ・巾下地区新設公園

【統 合】 ・朝日地区の公園の統合

【再整備】 ・緑苑地区の公園 ・つつじが丘地区の公園 ・清住地区の公園

- ・（仮称）鵜沼南町河川敷公園

●整備検討地区

- ・上記の整備によっても身近な公園が不足する地域は、整備検討地区への位置づけを検討する。

近隣公園・地区公園の整備

【内容】

- ・都市公園法に基づき、近隣公園・地区公園の整備を推進する。

【実績】

- ・学びの森 ・河跡湖公園

【整備目標】

- ・鵜沼地区の城山は、（仮称）城山公園として良好な風致の保全と活用を目的とした整備を検討する。
- ・木曽川の自然を体感でき、子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流できる河川敷を整備テーマとした木曽川河川敷（前渡）地区を進める。



学びの森（地区公園）



河跡湖公園（地区公園）

総合公園・運動公園の整備

【内容】

- ・市民の交流拠点やレクリエーション拠点、スポーツ拠点、防災拠点、自然環境保全の拠点となるような総合公園等の整備を推進する。

【実績】

- ・各務野自然遺産の森 ・各務原市総合運動公園



各務野自然遺産の森（総合公園）



各務原市総合運動公園（運動公園）

歴史・風致公園の整備

【内容】

- ・都市公園法に基づき、優れた風致や歴史的資源を活用した歴史公園、風致公園の整備を進める。
- ・良好な風致や眺望を持つ地域、歴史的な資源を有する古墳や遺跡周辺について、自然や歴史文化とふれあえる拠点として、歴史公園や風致公園の整備を検討する。

【実績】

- ・炉畑遺跡公園の拡大

【整備目標】

- ・那加新加納地区では、旗本坪内氏陣屋跡をイメージさせる（仮称）新加納公園の整備を検討する。



炉畑遺跡公園（歴史公園）

墓地公園の整備

【内容】

- ・市営墓地は、周辺環境と調和した市民のふれあい拠点となる墓地公園として整備する。

【実績】

- ・市営墓地は、水と緑の豊かな公園墓地「瞑想の森」として再整備を行った。



瞑想の森

都市緑地・都市林の整備

【内容】

- ・木曽川の良好な緑地環境を活かした国営木曽三川公園の整備促進を国に働きかける。
- ・都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図る緑について、都市緑地として確保し、保全する。

【実績】

- ・国営木曽三川公園（アウトドアフィールド）
- ・緑苑雑木林
- ・三井山

【整備目標】

- ・木曽三川公園の整備を促進する。
- ・開発事業で残された樹林地等は、都市緑地等の位置づけを検討し、自然環境の保全を図る。



国営木曽三川公園三派川地区

都市公園の再整備・長寿命化

【内容】

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、費用の平準化を図りながら計画的に公園施設の更新を行う。
また、大規模な遊具等の更新に当たっては今後の必要性や、地域ニーズ等を踏まえて対応する。
- ・整備後、長期間経過し、施設の老朽化した公園では、公園の再整備を検討する。
- ・公園の再整備に際しては、地域住民の参加による公園づくりを推進する。

【実績】

- | | | | | |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| ・尾崎公園 | ・織田信長公園 | ・桜町第三公園 | ・尾崎南公園 | ・尾崎西公園 |
| ・市民公園 | ・楠公園 | ・入会公園 | ・大東公園 | ・赤星第1公園 |
| ・山田寺公園 | ・清住第一公園 | ・東島池公園 | ・羽場公園 | ・鶴沼台南第一公園 |
| ・三井北公園 | ・柿沢公園 | ・新鶴沼公園 | ・鶴沼台南第二公園 | |
| ・新鶴沼公園 | ・川島中央公園 | ・信3公園 | ・平蔵寺公園 | ・栄町公園 |
| ・住吉公園 | ・三井山緑地 | ・蘇原古市場公園 | ・尾崎北町南公園 | ・東新公園 |
| ・緑町中央公園 | ・桜公園 | ・尾崎北町公園 | ・前洞新町公園 | ・宝積寺北公園 |
| ・尾崎東公園 | ・ふるさと広場 | ・雄飛ヶ丘公園 | ・山崎北第2公園 | ・尾崎北町東公園 |
| ・熊田公園 | ・宝積寺公園 | ・松田南公園 | ・鶴沼東町公園 | ・大塚公園 |
| ・花園公園 | ・各務原町西公園 | ・つつじが丘西公園 | | |

【整備目標】

- ・つつじが丘地区の公園
- ・清住地区の公園



尾崎北町東公園



熊田公園

都市公園の統合・再編

【内容】

- ・新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会中間とりまとめ（国土交通省 平成 27 年 10 月）※に対応し、再編により都市公園のストック効果が総合的に高まり、都市機能が向上するようにする。

【整備目標】

- ・鶴沼朝日地区では昭和 50 年代に造られた狭小な公園が数多く見られ、地域住民との協働により、統合・再編を検討する。

※巻末参考資料参照

公園のネットワーク化

【内容】

- ・緑のつながりが切れているところは民地側に協力依頼を行うなど、緑の連続性を高め景観面の向上や、緑陰の確保、生き物が生息できる空間の確保等への配慮も行う。
- ・南北縦軸の緑のネットワークを推進し、北部山地と木曾川を結び緑が縦横にグリッドとなる都市構造とする。
- ・市街地における動植物種の円滑な移動のために、緑の連続性を確保する。
- ・歩いて暮らせるまちづくりや健康のためのウォーキングなど、公園や緑地をネットワークし、魅力的な歩行空間の創出を図る。
- ・既存の散策路や緑道等、公園をネットワークさせ、回遊性を高める。

b. その他の公園

子ども広場の整備

【内容】

- ・身近なレクリエーション空間として、子ども広場の設置を支援する。
- ・公園機能の分散、連携による、公園群としての利用の充実を図る。
- ・遊具等の点検や修繕、更新への補助金の交付や遊具安全点検講習会の実施など子ども広場を管理する自治会への支援を行う。

【整備目標】

- ・市街地整備等と連動した整備の推進を図る。
- ・自治会などの地域コミュニティにおける管理体制の充実を検討する。



子ども広場

国有地の有効活用

【内容】

- ・岐阜基地周辺の国有地は、市民レクリエーションの場として、活用を検討する。

【実績】

- ・三ツ池憩いの緑地
- ・三ツ池集いの広場
- ・生命の森
- ・市民運動公園

【整備目標】

- ・朝日憩いの広場



生命の森

ため池・調整池の公園的整備

【内容】

- ・ため池や調整池について、身近なレクリエーション拠点や親水空間として公園的整備を図る。

【実績】

- ・翠池の公園的整備
- ・東島池公園の整備
- ・上戸排水機場

【整備目標】

- ・開発事業等により整備される調整池では、水辺の環境を活かした公園的整備を図る。
- ・身近な自然環境として、ため池の公園的整備を推進する。



東島池公園

史跡・遺跡の公園的整備

【内容】

- ・市内に分布している古墳や遺跡は、周辺に簡易な休憩施設等を設置することによって、公園的整備とその利用を促進する。
- ・都市景観条例に位置づけられた「景観重要建造物等」の指定と連携して、周辺空間の緑地保全、緑化の推進、利用施設の整備などの環境整備を検討する。

【実績】

- ・坊の塚古墳
- ・炉畑遺跡公園



坊の塚古墳

(2) 緑のネットワークの充実

a. 道路

道路の緑化

【内容】

- 安全で楽しく歩くことのできるまちづくりを目指し、歩道の整備にあわせ緑化を推進する。
- 緑のネットワーク形成に向けて、都市計画道路の新規決定、または幅員変更をする際は緑化スペースを考慮した道路幅員とするよう配慮する。
- 市街地における幹線道路の整備については、交通機能に配慮しつつ、緑豊かな歩道空間の確保に努める。
- 道路の緑化においては、地域住民の意見を反映させた上で、地域特性に応じた樹種を選ぶなど、個性ある街路空間を創出する。
- すでに緑化された道路については緑を適切に管理する。
- 道路交通への影響が大きい巨木化した街路樹については、段階的な更新を検討する。
- 公共施設や民有地の接道緑化と連携して、緑豊かで美しいまちなみの形成に努める。

【実績】

- いちょう通り
- かえで通り
- 那加メインロード
- 尾崎中央通り
- 本町通り
- 栄通り
- 八木山通り
- 伊木山通り
- 緑苑環状道路
- みどり坂
- 新鷺沼台通り
- 各務原大橋取付道路
- 市道那 837 号線
- 市道蘇北 558 号線
- 市道鷺 984 号線



いちょう通り



かえで通り



新鷺沼台通り

ポケットスペースの緑化

【内容】

- 道路余剰地や残地は、緑化スペースとし、簡易的な休憩施設や花壇を設け、緑化を推進する。

【実績】

- 市道鶉 306 号線ポケットパーク整備
- 芋ヶ瀬池北
- 不動ヶ丘
- けろっと広場



けろっと広場

b. 遊歩道

遊歩道の整備

【内容】

- 楽しく歩くことのできるまちづくりを目指し、ハイキングコースや自然歩道の整備の充実を図り、用水路や歩道を利用した遊歩道ネットワークの整備を行った。
- 公園等の地域の拠点をネットワークする遊歩道や、サイクリングコースの整備について推進する。
- 東海自然歩道指定区間における歩車道の分離を検討する。
- サインの設置や遊歩道マップの作成・配布により、利用しやすい遊歩道づくりに努める。

【実績】

- 東海自然歩道の維持管理
- 三峰山展望台設置
- 各務原アルプスーハイキングコースの整備
- 木曽川河畔サイクリングコース



木曽川河畔サイクリングコース

c. 河川

多自然型川づくり

【内容】

- 地域の河川や水路は身近な環境資源であることから、生物多様性の向上、自然とのふれあいの場の創出を図るため、多自然型川づくりを推進する。
- 自然と共生する都市環境を形成するため、流域の水循環の改善による流量の回復や水質の改善を様々な施策との連携により進める。
- 市民が水辺に親しめる水辺環境とするために、ゴミの不法投棄対策、河川清掃を推進する。

【実績】

- 矢倉川の多自然型川づくり（加佐美北快適なふるさとづくり事業）
- 三井池自然共生型地域整備推進事業



矢倉川の多自然型川づくり

河川の緑化

【内容】

- 水と緑のネットワーク形成に向けて、桜並木等の河川の緑化を行うとともに、安全に楽しく散策できる遊歩道の整備を推進する。
- 河川の緑化は、沿川のまちづくりと連携して検討する。

【実績】

- 新境川桜並木植栽
- 大安寺川桜並木植栽
- 三井池公園桜並木の移植
- 河跡湖公園整備に伴う鉄砲川の緑化



新境川桜堤の延伸

水路の緑化

【内容】

- 田園地域の農業用水路等は、多自然化なども含め、緑豊かな水辺のネットワークの形成を図る。
- まちなかの排水路等は、水と緑のネットワークとして見直し、暗渠化による緑道整備やせせらぎの再生などを検討する。

【実績】

- 羽島用水路暗渠化に伴う上部利用
- 三井排水路上部利用
- 羽島用水路の暗渠化に伴うせせらぎ緑道整備



羽島用水路せせらぎ緑道



三井排水路上部利用



羽島用水路せせらぎ緑道

(3) 公共公益施設の緑化

a. 公共公益施設

庁舎や学校等の緑化

【内容】

- ・市街地における緑の創出と、都市景観の向上のため、地域の拠点となる庁舎や学校等の公共施設の緑化を推進する。

【実績】

- ・市公共施設の緑化
- ・学校の緑化
- ・福祉の里シデコブシの丘
- ・北清掃センター
- ・那加福祉センター
- ・子ども館の緑化
- ・東ライフデザインセンター
- ・鶴沼福祉センター
- ・稲羽市民サービスセンター
- ・川島市民サービスセンター
- ・蘇原コミュニティセンター

【整備目標】

- ・新庁舎建設では、豊かな緑量の確保とともに、開放感のある緑化を推進する。
- ・公共施設の整備、再整備では、緑化を推進し、接道部にプロムナードを整備するなどして、安全に楽しく歩くことのできる地域のまちづくりを先導する。



東ライフデザインセンター



那加福祉センター

駅前広場の整備・緑化

【内容】

- ・地域の顔となる駅前について、地域の特色にあわせた緑地の確保や緑化を推進する。

【実績】

- ・鵜沼駅前広場「星の森」
- ・新鵜沼駅前広場
- ・各務原市役所前駅周辺の再整備



鵜沼駅前広場



新鵜沼駅前広場

駐車場の緑化

【内容】

- ・市内に分布する公共施設の駐車場の緑化を推進し、市街地における緑の創出と都市環境、都市景観の向上を図る。

【実績】

- ・那加福祉センター、鵜沼福祉センター、各務野自然遺産の森等の緑の駐車場の整備

【整備目標】

- ・公共駐車場は、緑化が施された駐車場として整備する。



緑化駐車場（市民運動公園）

(4) 市街地の緑化

a. 緑化支援

接道部や壁面・屋上の緑化支援の推進

【内容】

- ・ 緑豊かなまちなみを創造するため、住宅や店舗、商業ビル、事業所の接道部を緑化する場合、現在行われている緑化助成を継続して行う。
- ・ 壁面・屋上の緑化助成を継続して行う。

【実績】

- ・ 接道緑化補助制度、屋上・壁面緑化補助制度
- ・ 鶴沼東保育所屋上緑化



接道部の緑化

樹林地管理等の支援制度の推進

【内容】

- ・ 市民やボランティアグループの樹林地管理等の活動に対して、支援を推進する。
- ・ 森林所有者と森づくりボランティアの交流を促し、私有地における森林管理の推進を図る。
- ・ 樹林地管理の講習会の開催を推進する。

【実績】

- ・ パークレンジャーの活動への支援
(平成14年～)



ボランティアによる樹林地整備

花・苗木の配布の推進

【内容】

- 良好な住環境を形成するため、花苗等の緑化植物の配布を継続して行う。
- 花・苗木の配布では、市民ニーズに応じた種類や季節に応じた種類の提供を図るために、配布体制の充実に努める。

【実績】

- 花苗、苗木配布



花苗の配布

グリーンバンク（苗畑）制度の導入

【内容】

- 公共施設や民有地で不用になった樹木をストックして、街路樹などの公共事業や必要とする市民や企業へ配布する制度の導入を検討する。
- 樹木の苗木を育て、街路樹として公共事業で利用する。

【実績】

- 苗木育成（苗木育成、シデコブシ種子採取保存及び播種）



シデコブシの苗木育成



グリーンバンク（苗畑）

緑のリサイクルの推進

【内容】

- 公共施設から出た落葉や剪定枝を堆肥化する緑のリサイクル拠点を整備し、その堆肥を市民に配布することにより緑のリサイクルを推進する。
- 樹木の維持管理から発生する落葉、剪定枝は、マルチング材や土壌改良材等として再利用を図る。
- 樹林地の維持管理によって発生する間伐材は、案内看板やプランターとして有効な活用を図る。

【実績】

- 一般家庭の庭木の剪定ごみの収集（平成 14 年よりゴミステーションで回収開始）

- グリーンリサイクル堆肥製造実績

平成 22 年度	286 t
平成 23 年度	249 t
平成 24 年度	295 t
平成 25 年度	242 t
平成 26 年度	200 t



グリーンリサイクル堆肥製造

3. 緑の管理・育成計画に関わる施策

(1) 市民緑化の推進

a. 開発制度・協定等

緑地協定の締結

【内容】

- ・計画的な整備によって緑豊かな住宅地を形成した地区は、緑地協定の締結を促進する。
- ・市民の発意による緑豊かな住宅地の保全や市街地での緑の創出を図るために、市民主体の緑地協定締結を促進する。

【実績】

- ・拠点緑化協定制度により、地権者 14 名と協定締結



ガーデニングによる民有地の緑化



ガーデニングによる民有地の緑化



ガーデニングによる民有地の緑化



ガーデニングによる民有地の緑化

緑化協議**【内容】**

- ・一定面積以上の敷地に建物を建築する際に、緑化協議を市と市民、事業者の間で行う。

【実績】

- ・緑化に関する指導要綱による緑化指導

【参考】緑化協議

緑化協議の内容は、各務原市の緑の条例施行規則に基づく。

(緑化の協議が必要な事業規模)

第7条 条例第11条の規則で定める規模は、更地に新たに建築物を建設する場合で、戸建住宅にあつては敷地面積が300平方メートル以上、戸建住宅以外の建築物にあつては敷地面積が500平方メートル以上とする。
ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為(分譲地及び戸建住宅を除く。)
 - (2) 計画戸数が16戸以上の共同住宅を建設する事業
 - (3) 製造業等(工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条第3項に規定する製造業等をいう。)の工場又は事業場の新增設に係る事業であつて、次に掲げる区域の範囲で行われるもの
- ア 各務原市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年条例第27号)第3条に規定する区域の範囲
- イ 各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成25年条例第31号)第3条に規定する区域の範囲

地区計画制度の活用

【内容】

- 地区の特性に応じて、緑地の配置や規模、生垣、樹林地の保全などの事項についてルールを定める。
- 地区の特性に応じたルールにより、市民と行政が一体となってまちづくりを進める。

【参考】地区計画等の活用による緑地の保全

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状維持的に保全する制度である。(都市緑地法第20条)

①区域の条件

条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)において、現存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域である。

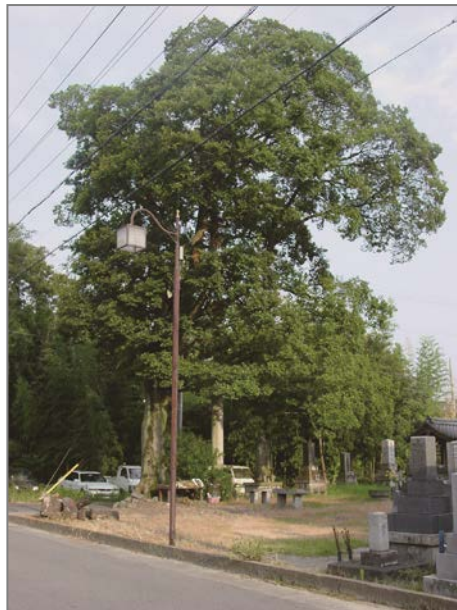
②行為の規制

条例を定めると、次の行為を行う場合に市町村長の許可が必要になる。

- 建築物その他工作物の新築、改築または増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 水面の埋立てまたは干拓
- 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 など

③指定のメリット

市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。



屋敷林

景観計画の推進

【内容】

- ・各務原市は、景観法による景観行政団体となった。景観法に基づき、景観計画区域、景観計画区域における良好な景観形成に関する方針、行為の規制に関する事項、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針等について、景観計画で定め、景観施策を展開する。
- ・緑の基本計画では、景観計画と連携して、良好なまちなみの形成を推進する。
- ・各務原市の良好な景観形成を推進するため、特に景観形成を重点的に行う地区を「重点風景地区」と定め、良好な景観誘導を図る。

【重点風景地区】

●歴史的資源・風致を有する地区

- ・中山道鵜沼宿地区
- ・中山道新加納立場地区
- ・加佐美神社地区
- ・旗本徳山陣屋地区
- ・宝積寺地区
- ・河跡湖公園地区
- ・ごんぼ積み地区

●自然景観を有する地区

- ・おがせ池地区
- ・木曾川河畔地区
- ・エーザイ川島工園地区
- ・権現山東部地区
- ・三井山地区
- ・木曾川河畔上流地区

●都市施設が集積している地区

- ・都心ルネサンス地区
- ・鵜沼駅前地区
- ・市民会館周辺地区

●主要な道路・河川に隣接する地区

- ・岐阜各務原 I.C 周辺地区
- ・木曾川沿い地区
- ・新境川沿い地区
- ・境川沿い地区
- ・大安寺川沿い地区
- ・坂祝バイパス沿線地区
- ・渡橋周辺地区
- ・河田橋周辺地区
- ・愛岐大橋周辺地区
- ・（仮称）新愛岐大橋周辺地区
- ・前渡東町地区
- ・各務原大橋通り沿線地区

【重点風景地区の候補地】

●歴史的風致を有する地区

- ・村国座周辺地区

●山地・田園・水辺などを有する地区

- ・各務山周辺地区
- ・岐阜基地南側独立峰および周辺地区



鵜沼駅前広場



河跡湖公園地区

公開空地の推進

【内容】

- ・ 開発事業の際は、セットバックなどを積極的に進め、公開空地の確保に努めるよう指導を行う。
- ・ 市街地の緑地創出の空間として緑化空間を確保し、緑化を進める。

開発許可制度における指導

【内容】

- ・ 開発指導要綱及び開発指導基準に沿って、緑化指導を行う。

【実績】

- ・ 開発事業指導要綱による緑化指導



開発事業による緑地の創出

工場立地法による指導

【内容】

- ・ 一定規模以上の工場、事業所の新設等に対して、敷地内の緑化を指導する。
- ・ 工場や事業所の緑化を積極的に展開するために、緑化の評価制度の導入等を検討する。



工場の接道部の緑化



工場内の修景

(2) 緑のある暮らしの実現に向けて

a. 市民参加

市民参加による公園づくり

【内容】

- ・公園整備や公園の再整備は、ワークショップなど市民参加の手法を用いて、市民のニーズにあった公園づくりを進める。
- ・市民参加による公園づくりでは、市民と行政のきめ細やかな連携が重要になることから、市役所の専任担当の創設や仕組みの拡充など、支援体制の強化を検討する。

【実績】

- ・ワークショップによる公園づくり
- ・市民公園花壇の花植え



ワークショップ風景



市民公園花壇

市民ボランティアによる樹林地管理

【内容】

- ・森林ボランティアによる樹林地の維持管理を進め、指導や講習会による支援を行いながら、緑地保全地区や風致地区等の樹林地の適切な保全を図る。
- ・市民参加による樹林地の維持管理では、市民と行政のきめ細やかな連携が重要になることから、市役所の専任担当の創設や仕組みの拡充など、支援体制の強化を検討する。

【実績】

- ・百十郎桜の延命保存プロジェクト
- ・パークレンジャー



ボランティアによる樹林地管理

パークレンジャー制度の推進

【内容】

- 公園や街路樹等の維持管理を行う自治会や市民ボランティアについては、パークレンジャーへの登録を推進するとともに、活動の支援を図る。
- パークレンジャーの活動では、市民と行政のきめ細やかな連携が重要になることから、市役所の専任担当の創設や仕組みの拡充など、支援体制の強化を検討する。
- パークレンジャーの活動の継続性を高めるため、表彰制度を検討する。

【実績】

- パークレンジャー登録数：59 団体約 1,800 人（平成 13 年～平成 27 年）



パークレンジャーによる維持管理



パークレンジャーによる公園の維持管理

民有地の緑等を維持する制度等の検討

【内容】

- 民有地のまとまった緑を守るため、保存樹木指定や緑を守るボランティア活動の推進を検討する。
- 民有地の緑の所有者と緑地協定を結び、樹木の管理を手伝ってもらえるような仕組み「民地の緑を守る制度」の導入を検討する。
- 民有地の緑が地域や市にとっても財産であることを認識し、維持していくことの必要性を啓発する。
- 庭木の維持管理ボランティアの技術力を向上するために、市内の造園業者等による庭木の維持管理講習会や、勉強会等の開催を検討する。
- 民有地の緑の維持管理で排出された枝葉や土などのリサイクルシステムを検討する。

b. 普及啓発

生涯学習における環境学習等の推進

【内容】

- ・学校教育における環境学習を推進する。
- ・環境学習プログラムと連動した、学校農園などの施設を推進する。
- ・各務野自然遺産の森や学びの森をはじめとする市内の拠点的な公園において、自然観察会等を開催し、環境学習の機会の充実を図る。

【実績】

- ・各務野自然遺産の森自然体験塾講座（ほぼ毎週開催）
- ・森林観察会の開催
- ・夏休み公園めぐりツアーの開催



夏休み公園めぐりツアー

緑化講習会の開催

【内容】

- ・公園等の施設において、ガーデニングや園芸などの講習会、または自然観察などの活動が行えるような体制を検討する。
- ・生涯学習プログラムとあわせた環境学習等の推進を図る。
- ・県の花のアドバイザー制度との連携を検討する。

【実績】

- ・花の講習会・市民緑化講習会
- ・各務野自然遺産の森自然体験塾講座（ほぼ毎週開催）



花の講習会

緑の情報発信の推進

【内容】

- ・ホームページによる情報発信の充実を図り、市民活動を支援する。
- ・緑化支援制度等を紹介するパンフレット等の発行により、緑の情報発信を進める。
- ・緑の相談所など、公園等において緑化等の情報提供ができるような仕組みを検討する。

【実績】

- ・ホームページ開設（緑の基本計画）
- ・緑化支援制度等のパンフレットの作成配布

緑の顕彰制度の推進

【内容】

- 花と緑コンクール等の顕彰制度を継続させ、ガーデニングの普及、緑化技術の向上を図る。

【実績】

- 花と緑コンクール（平成 13 年以降毎年開催）



コンクールの審査風景

緑化イベントの開催

【内容】

- 公園の魅力や季節ごとの楽しみ方を紹介するイベントを開催する。
- 林野火災跡地や土採り跡地などを中心として、森づくりのイベントを開催する。
- まちづくり事業と連携したウォークラリーやワークショップを開催し、市民のまちづくりへの参加を促す。

【実績】

- パークシステム発掘ウォークラリー
- 林野火災跡地植樹イベント
- 権現山の森づくりイベント
- 砂防学習会
- 夏休み公園めぐりツアー
- たけのこまつり（各務野自然遺産の森）
- 河跡湖フェスティバル（河跡湖公園）



河跡湖フェスティバル

緑の調査研究の推進

【内容】

- ・「緑の基本計画」に位置づけられた施策の展開に向けた個別の調査研究を推進する。
- ・市民参画の手法とまちづくりへの効果的な反映について、調査研究を推進する。
- ・屋上緑化、壁面緑化等の特殊緑化、駐車場緑化の技術開発を推進する。また、これまでの公園整備や公共施設の緑化において蓄積された、駐車場緑化等の緑化技術、修景技術について、他の事業での活用を推進する。
- ・工場等の緑化の推進に関する調査研究を推進する。
- ・緑に関する市民意識調査を定期的に行い、緑に対する市民の関心やニーズを把握する。
- ・風土に根ざした緑化を推進するために、地域特性に応じた樹種の調査・研究を検討する。

【実績】

- ・都市再生モデル調査（パークシステム発掘ウォークラリー）
- ・森の回廊アクションプログラム
- ・森のシヴィックセンター基本構想策定
- ・鶴沼東保育園屋上緑化試験
- ・鶴沼子ども館壁面緑化
- ・駐車場緑化の推進（那加福祉センター、鶴沼福祉センター等）
- ・県立森林文化アカデミーによる調査

c. 民間活力の導入

民間活力の導入による公園の利活用の検討

【内容】

- ・公園の指定管理制度等導入による新たな利活用と維持管理を検討する。
- ・都市公園法の改正（平成16年）を受け、公園管理者以外の者が公園施設の設置または管理を行う制度の活用を検討する。
- ・企業の社会貢献の推進や魅力的な緑地空間の活用による集客効果への期待等から民間事業者の公園の管理及び活用を促進する。
- ・公園規模が大きく公共交通の利便性が良い公園等については、公園利用者数の増加も期待できることから民間企業、NPO等からアイデアを公募し、新たな利活用の検討を行う。
- ・健康、福祉、子育て、歴史、文化などの他分野との連携を推進し、新たな地域コミュニティの居場所づくりや、公園の利活用の新たな方向性を見出し、これらに関する団体等と協働で運用と維持管理手法について検討する。
- ・市民や企業、各種団体等と連携して、公園の利活用の新たな方向性を見出す検討を行う。
- ・市民協働によるイベントの開催を継続する。

4. 緑の施策のまとめ

〔緑地の確保目標〕

今後、公園や緑地の良好な保全・管理を推進することにより、本市に残る緑の減少を防ぐ。
以下に示す緑の確保目標、公園の整備目標を位置づけ、質の高い緑量の確保に努める。

■緑地の確保目標

本市における現在の緑地率は約 28%である。2025 年（平成 37 年）の目標年次には、約 45%確保する。

■都市公園の整備目標

2025 年（平成 37 年）には、一人当たりの公園面積を約 15 m²/人となるように整備を推進する。

表 緑地の確保目標表

緑地種別		現況(2015年)平成27年						中	
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域	
		整備量		整備水準	整備量		整備水準	整備量	
		個所	面積(ha)	(m ² /人)	個所	面積(ha)	(m ² /人)	個所	面積(ha)
施設緑地	都市公園 計	157	79.56	6.74	183	194.18	13.03	159	81.51
	都市公園等 計	197	177.04	15.00	298	407.94	27.38	200	183.69
	民間施設緑地	8	19.56	1.66	22	24.34	1.63	8	19.56
施設緑地 計		205	196.60	16.66	320	432.28	29.01	208	203.25
地域制緑地 計		-	146.90	12.45	-	2,171.60	145.74	-	140.08
施設緑地と地域制緑地の重複		-	66.25	-	-	100.06	-	-	70.33
緑地 総計		-	277.25	23.50	-	2,503.82	168.04	-	273.00
人 口		市街化区域			118,000 人			市街化区域	
		都市計画区域			149,000 人			都市計画区域	
面 積		市街化区域			2,767.30 ha			市街化区域	
		都市計画区域			8,777.00 ha			都市計画区域	
緑地の確保目標水準		市街化区域面積に対する割合			10.02 %			市街化区域面積に対する割合	
		都市計画区域面積に対する割合			28.53 %			都市計画区域面積に対する割合	

間年次(2020年)平成32年				目標年次(2025年)平成37年					
都市計画区域				市街化区域			都市計画区域		
整備水準 (㎡/人)	整備量		整備水準 (㎡/人)	整備量		整備水準 (㎡/人)	整備量		整備水準 (㎡/人)
	個所	面積(ha)		個所	面積(ha)		個所	面積(ha)	
7.39	186	228.42	15.75	161	82.32	7.46	188	229.28	15.81
16.65	301	467.31	32.23	202	184.50	16.73	303	468.16	32.29
1.77	22	24.34	1.68	8	19.56	1.77	22	24.34	1.68
18.43	323	491.65	33.91	210	204.06	18.50	325	492.50	33.97
12.70	-	2,631.39	181.48	-	178.58	16.19	-	3,596.87	248.06
-	-	124.56	-	-	70.33	-	-	124.56	-
24.75	-	2,998.47	206.79	-	312.30	28.31	-	3,964.81	273.44
	110,300 人			市街化区域			110,300 人		
	145,000 人			都市計画区域			145,000 人		
	2,767.30 ha			市街化区域			2,767.30 ha		
	8,777.00 ha			都市計画区域			8,777.00 ha		
に	9.87 %			市街化区域面積に 対する割合			11.29 %		
積に	34.16 %			都市計画区域面積に 対する割合			45.17 %		

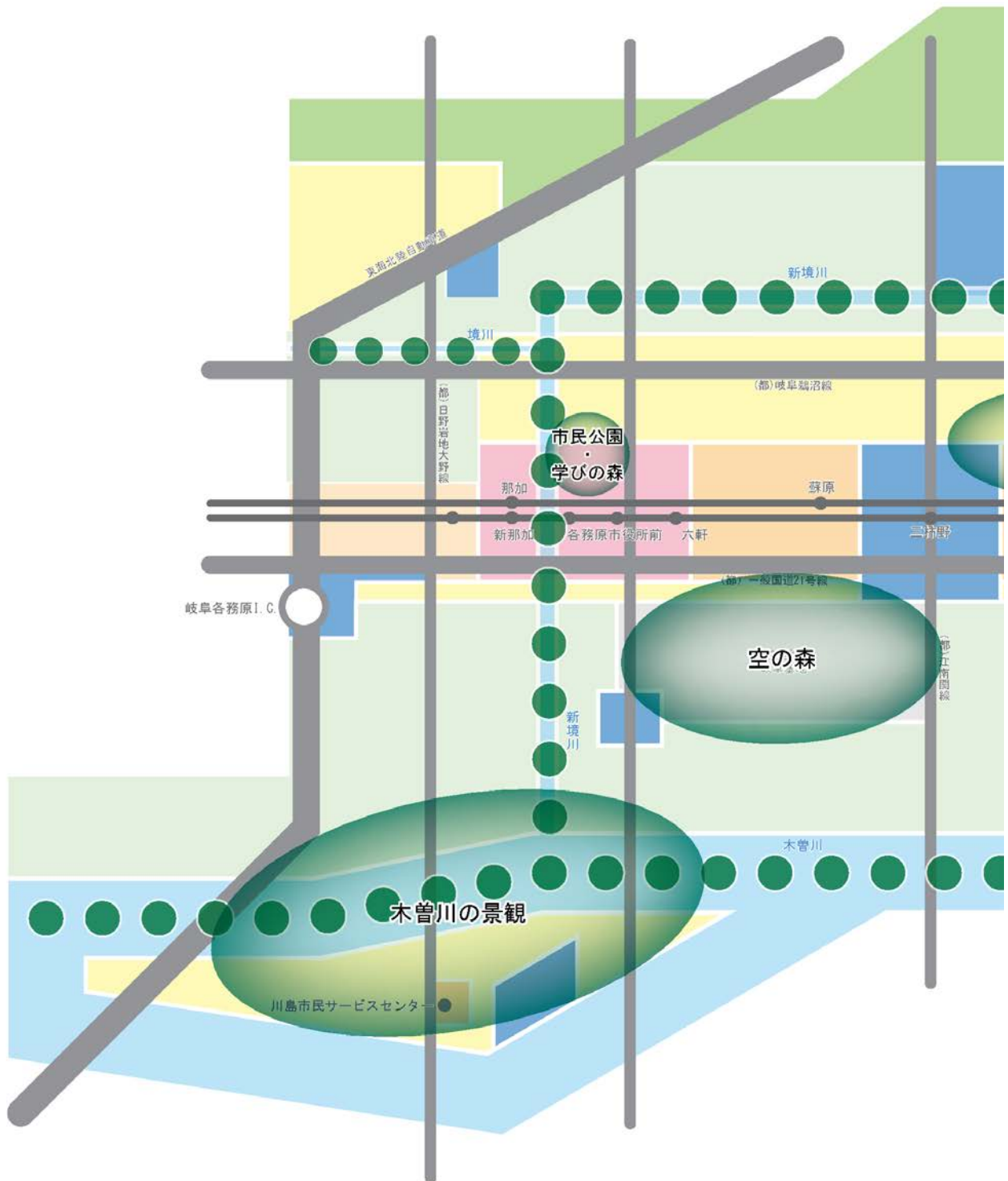
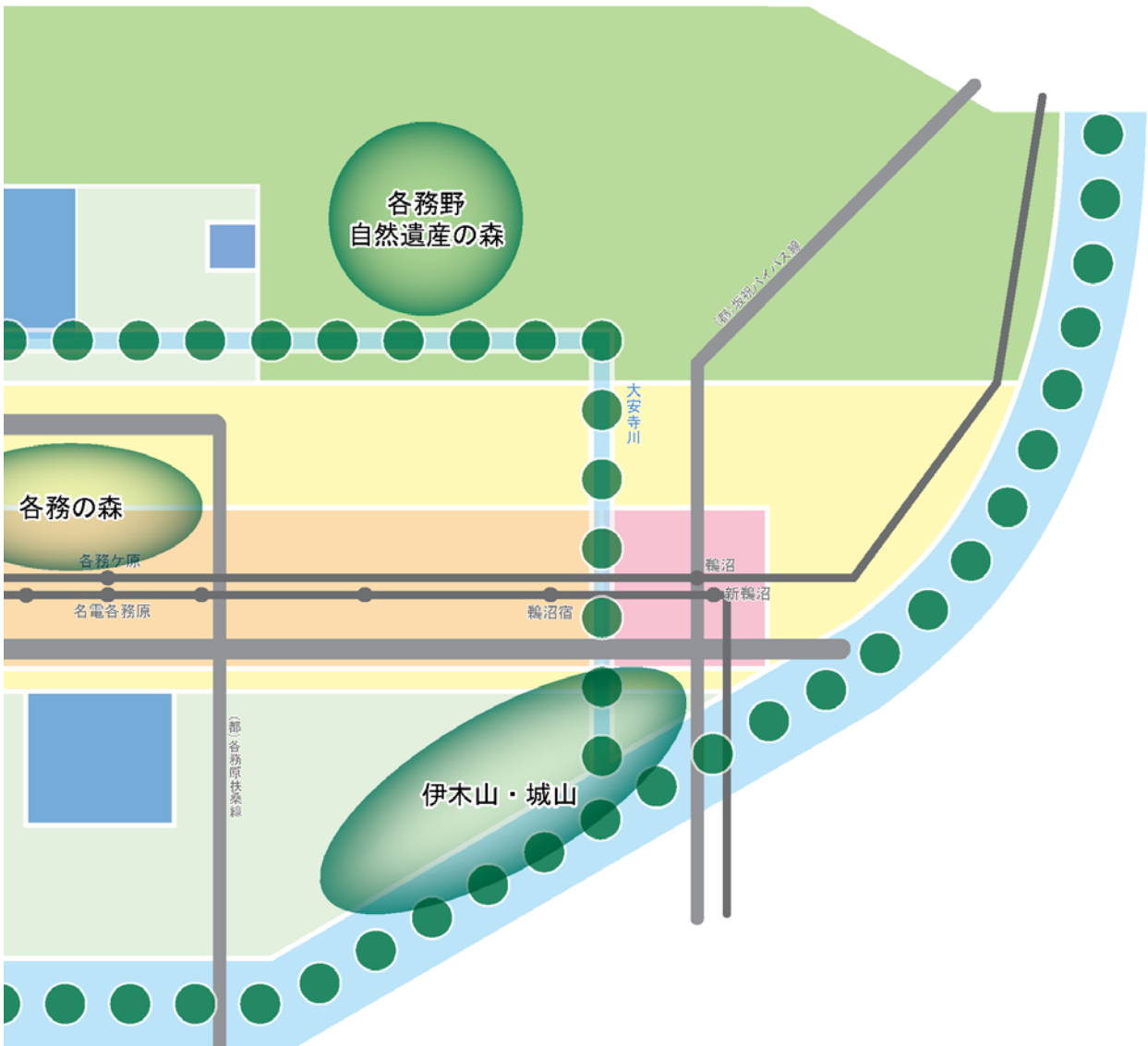


図 将来都市構造図



凡例	
土地利用（都市計画マスタープラン）	緑の基本計画
住居系市街地ゾーン ■ 高密度市街地ゾーン ■ 中密度市街地ゾーン ■ 低密度市街地ゾーン ■ 工業市街地ゾーン ■ 農地・集落地 ■ 山地・丘陵地	まちのエリア — 農のエリア — 森のエリア

凡例	
軸	
●●●	水と緑の軸
—	公共交通軸（鉄道）
—	幹線・補助幹線道路
拠点（緑の景観計画）	
●	緑の拠点

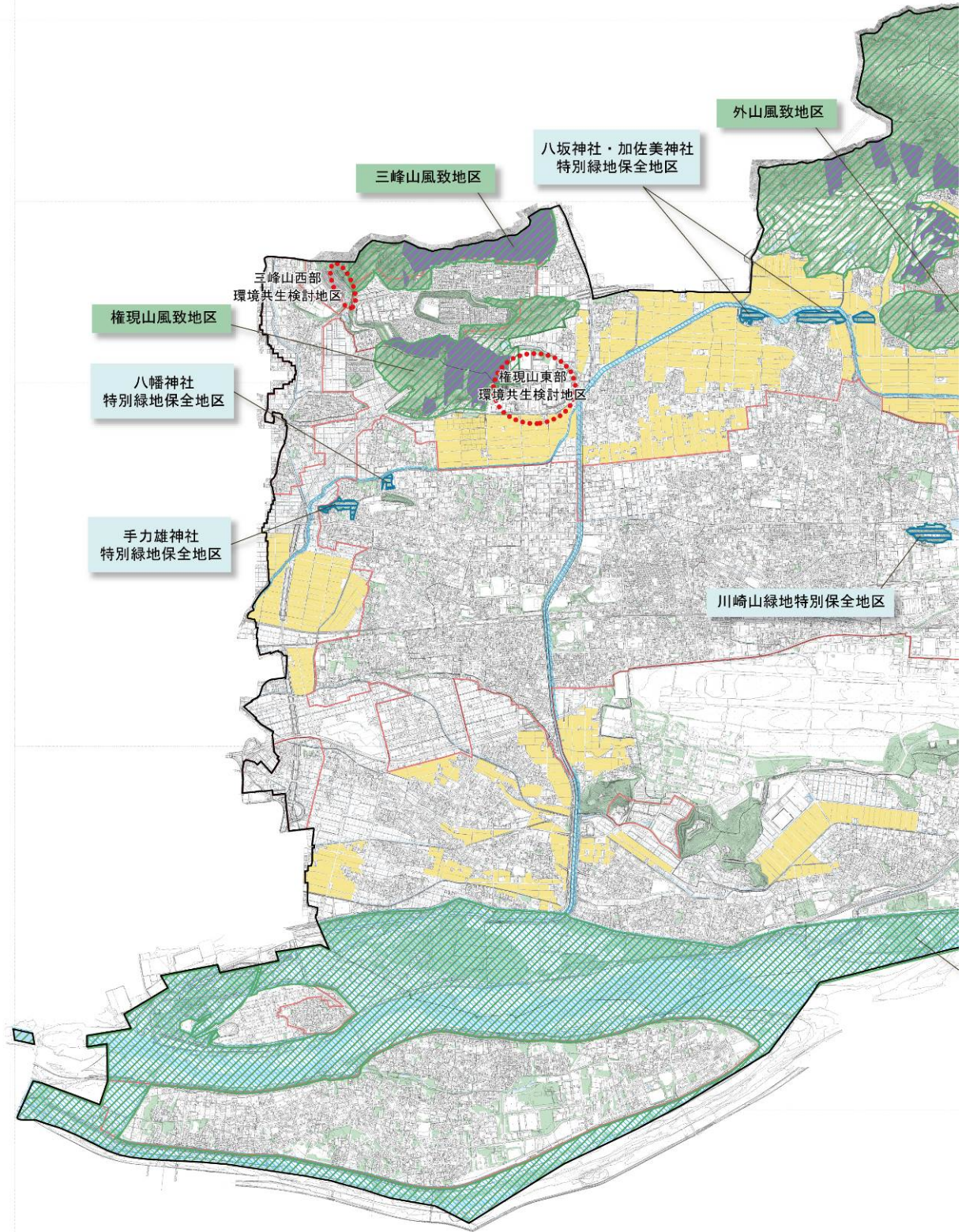
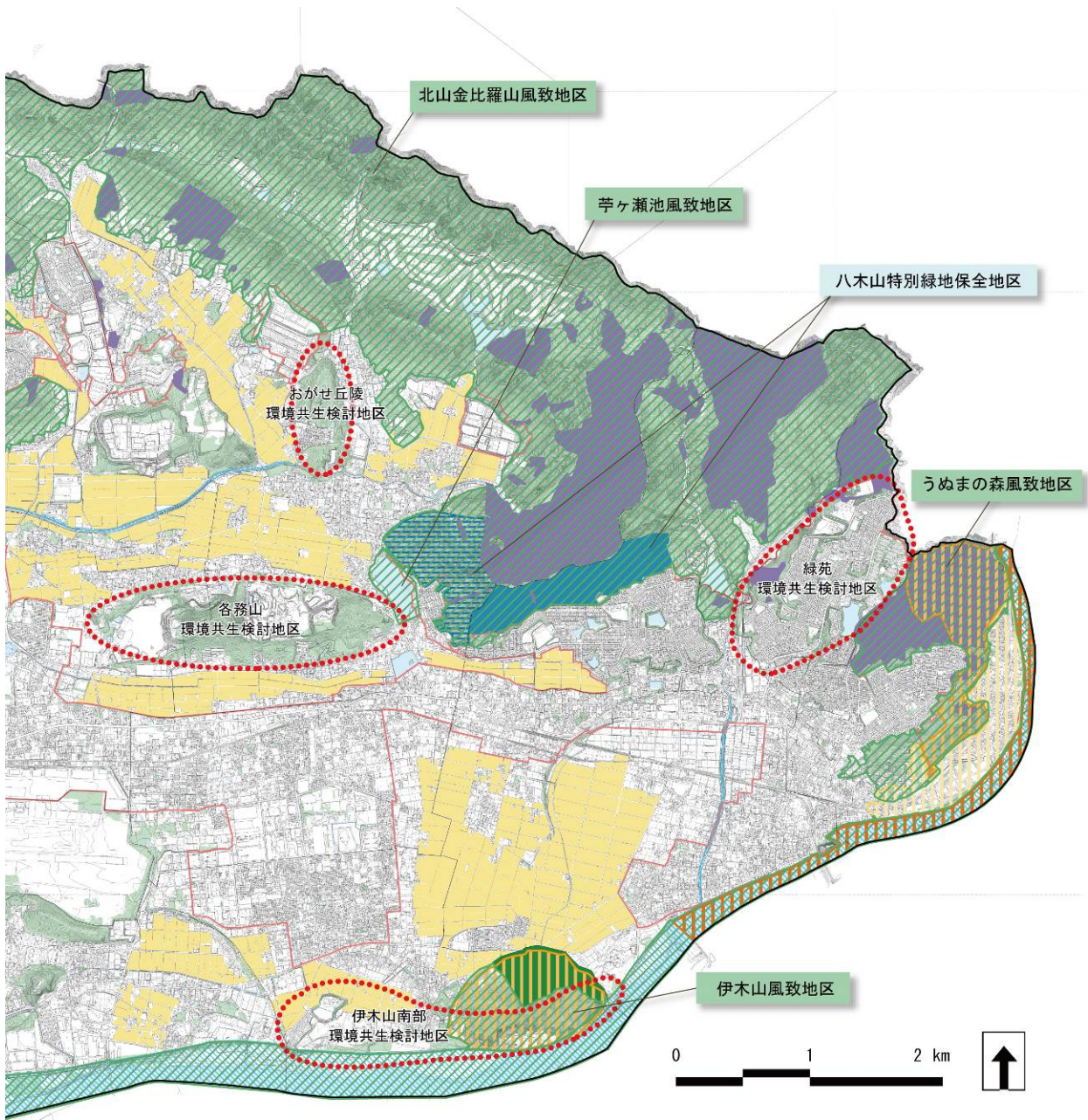


図 緑の保全計画に関わる施策の方針図



特別緑地保全地区	現況	計画	国定公園	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
風致地区	現況	計画	農業振興地域農用地区域	河川区域	市街化区域	樹林地
環境共生検討地区	計画	河川・水路等				
保安林	現況	計画				

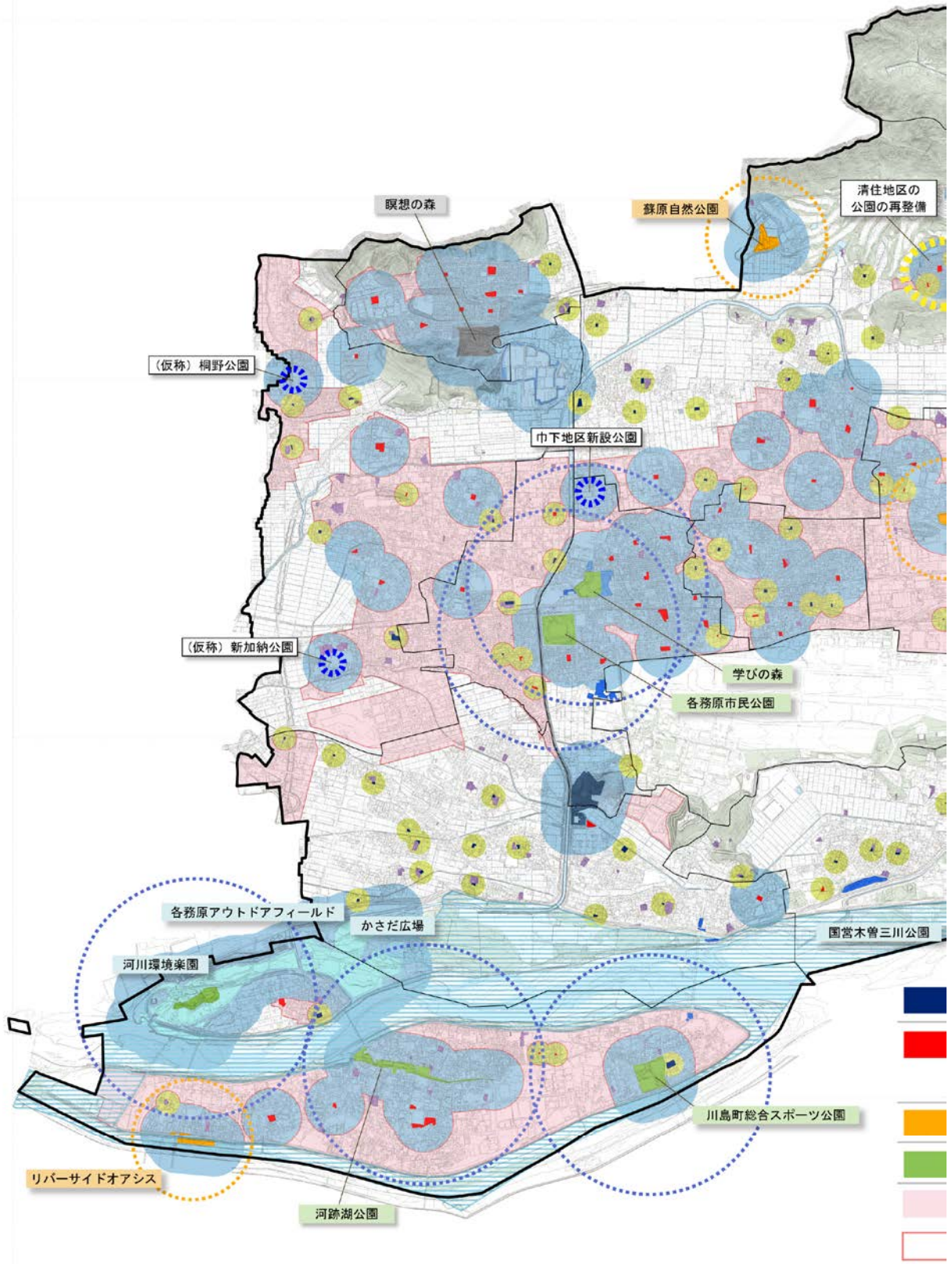
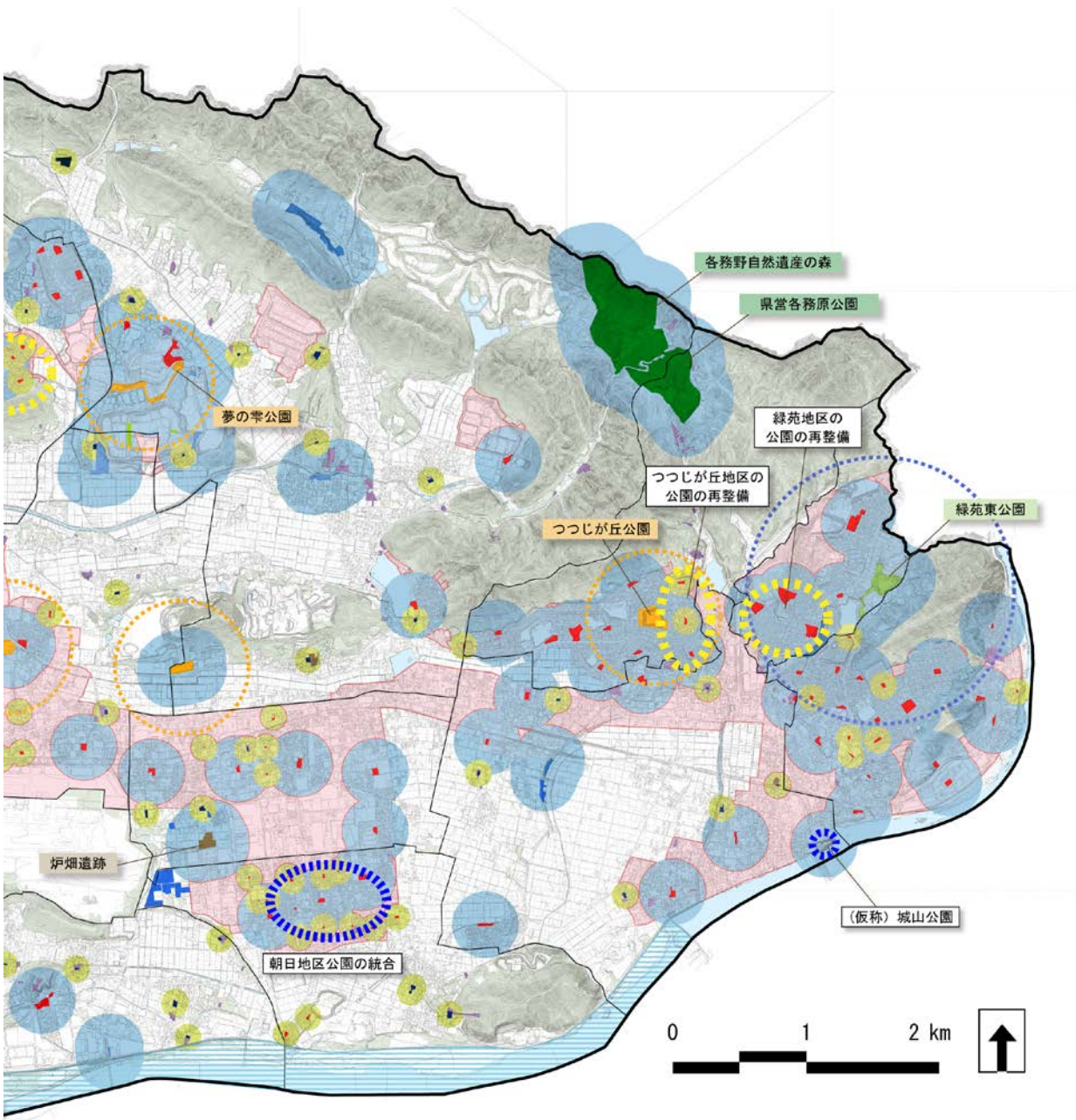


図 緑の整備計画に関わる施策の方針図



緑の施策

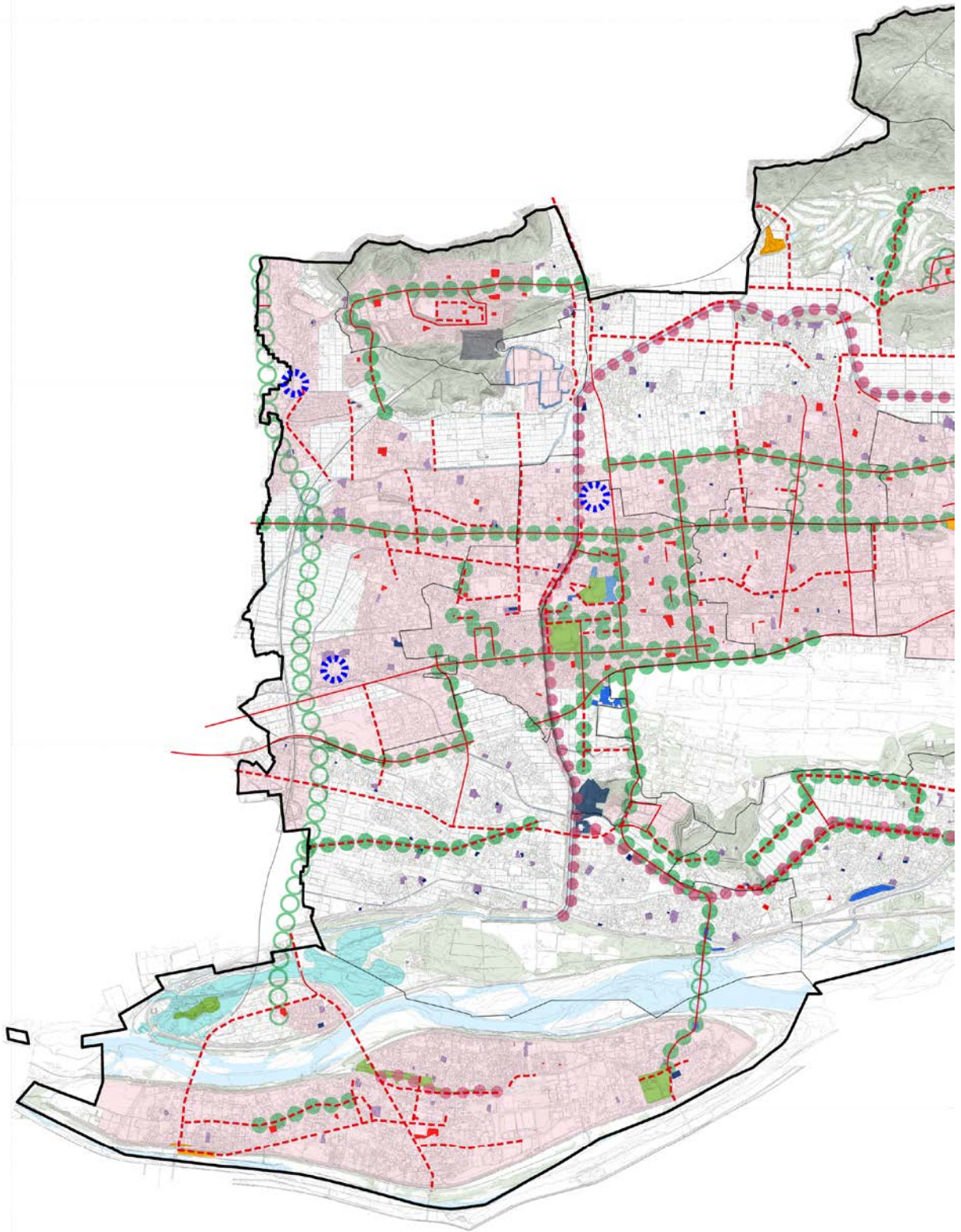
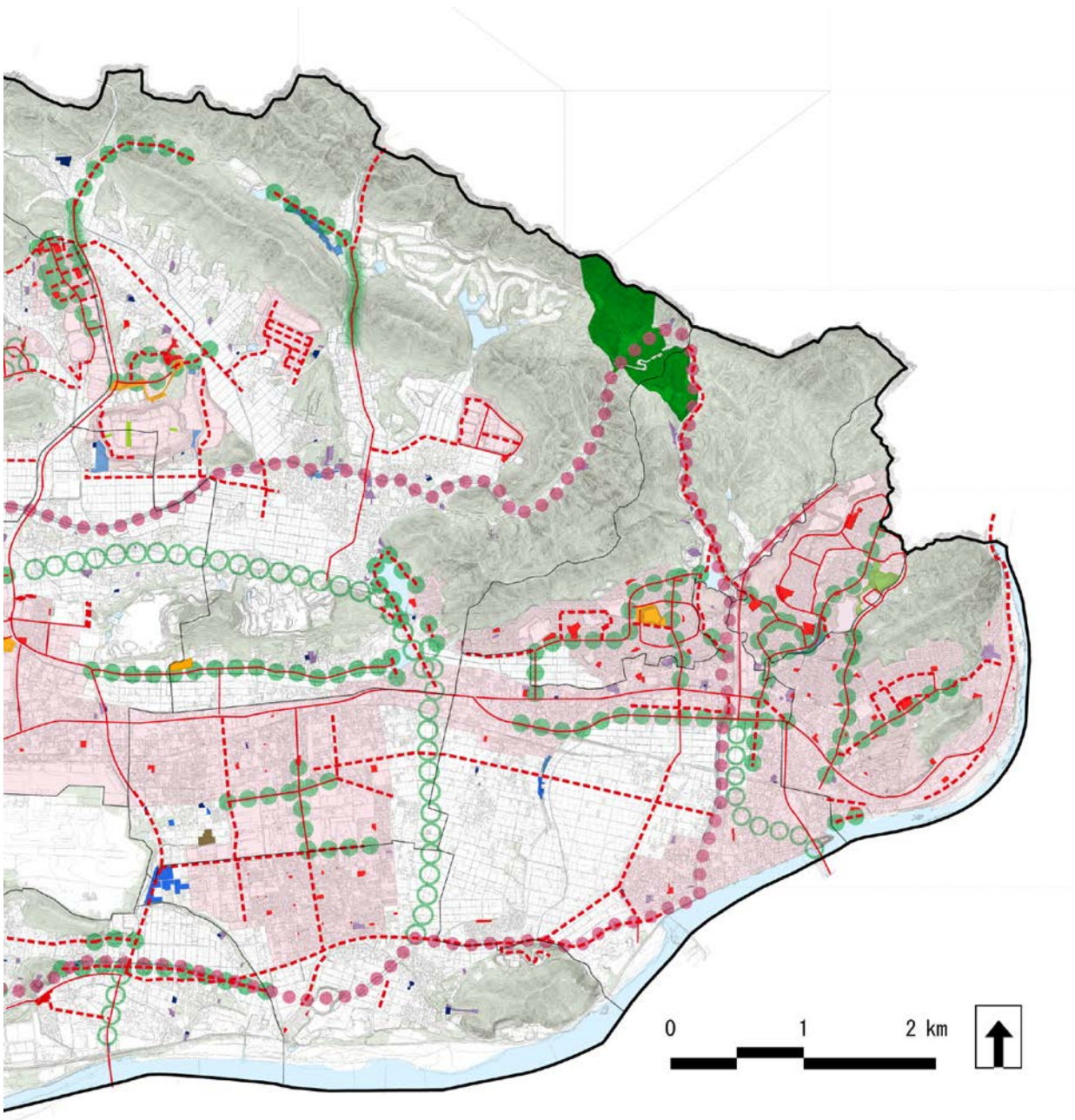





















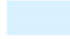


図 都市公園等配置図及び緑のネットワーク



 子ども広場	 総合公園	 都市林	 両側歩道
 街区公園	 歴史公園	 緑道	 片側歩道
 近隣公園	 墓園	 社寺境内地	 幹線道路の緑化
 地区公園	 国営公園	 市民広場等	 幹線道路の緑化(計画)
 新設公園	 都市緑地	 樹林地の保全	 桜
 市街化区域	 樹林地	 河川・水路等	

